

土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針について
(提言)

平成23年2月

土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会

はじめに

全国的な少子化が進む中、土浦市においても児童生徒数の減少にともない、地域間における学校規模に格差が生じてきています。地域によっては学校の小規模校化は今後もさらに進むことが予想され、こうした現象は、将来を担う子どもたちの学校における人間関係、切磋琢磨する機会、部活動の選択などの幅を狭めるばかりか、教職員の配置数などの教育条件、教育環境、学校運営等のあらゆる面でさまざまな問題が生じるため、市内全域にわたって教育の機会均等と公平性を確保することが急務の課題となっております。

さらに、平成20年4月には茨城県教育委員会から公立小中学校の適正規模について、児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築などの面から、望ましい学校の目指すべき姿を示した指針が出されました。

このようなことから、土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会(以下、「検討委員会」という。)は、平成21年10月6日に土浦市教育委員会から市立幼稚園、小学校及び中学校の適正配置等について意見を求められ、子どもたちのよりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図るため、土浦市にふさわしい幼稚園、小学校及び中学校の適正規模・適正配置について慎重な審議を重ね、基本方針の策定を進めてまいりました。

ここに小・中学校に関する基本方針をまとめましたので提言いたします。なお、幼稚園については、小・中学校に先行して提言書(「土浦市立幼稚園の適正配置の考え方について」)にまとめ、平成22年4月に提出いたしました。

おって、土浦市教育委員会におかれましては、この提言の趣旨を尊重され、小学校及び中学校教育の一層の充実に向けて取り組まれることを希望いたします。

平成23年2月

土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会

目 次

1. 土浦市の小・中学校の現状	
(1) 茨城県の指針と市立小・中学校の規模の現状	1
(2) 市立小・中学校の配置状況	2
(3) 通常学級の児童・生徒数、学級数	3
(4) 通常学級の児童・生徒数の推移	4
(5) 学校規模等に関する現行制度	7
(6) 学校規模と学級数の将来推計	7
2. 市民アンケート調査結果から見る市民の意識	
(1) 市民アンケート実施概要	10
(2) 市民アンケート結果考察	10
3. 学校の適正規模	
(1) 学校規模の大小におけるメリット・デメリット	14
(2) 学校規模の適正化の必要性和教育環境	15
(3) 土浦市における学校の適正規模の基本的な考え方	16
4. 学校の適正配置	
(1) 通学距離についての考え方	18
(2) 地域における学校の配置	18
(3) 土浦市における学校の適正配置の基本的な考え方	18
5. 学校の適正規模・適正配置に向けた方策	
(1) 適正規模・適正配置の進め方	19
(2) 学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっての留意事項	19
【資料】	
1. 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会 設置要綱	25
2. 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会 検討経過	27
3. 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会 委員名簿	29
4. 公立小・中学校の適正規模について（茨城県教育委員会の指針）	31
5. 学校規模と学級数の将来推計	49

1. 土浦市の小・中学校の現状

(1) 茨城県の指針と市立小・中学校の規模の現状

平成20年4月に、茨城県教育委員会から公立小・中学校の適正規模について、児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築などの面から、望ましい学校の目指すべき姿を示した指針が出されました。

◆小学校については、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい

◆中学校については、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい

土浦市においては平成22年5月1日現在、小学校7校と中学校1校が県の指針を下回っている小規模校で、うち複式学級を導入している学校が1校あるのが現状です。

(2) 市立小・中学校の配置状況

平成22年5月1日現在、土浦市内には20校の小学校と、8校の中学校が設置されています。



(3) 通常学級の児童・生徒数、学級数

平成22年5月1日現在、市内小・中学校に在籍している通常学級の児童生徒数です。なお、()内は学級数です。

(単位：人)

学 校	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
土浦小学校	130 (4)	107 (4)	139 (4)	133 (4)	98 (3)	134 (4)	741 (23)
下高津小学校	110 (4)	150 (5)	111 (4)	132 (4)	140 (4)	138 (4)	781 (25)
東小学校	65 (2)	58 (2)	62 (2)	84 (3)	55 (2)	61 (2)	385 (13)
宍塚小学校	13 (1)	7 複式学級	7 (1)	9 複式学級	2 (1)	11 (1)	49 (4)
大岩田小学校	103 (3)	102 (3)	101 (3)	124 (4)	78 (2)	105 (3)	613 (18)
真鍋小学校	140 (4)	151 (5)	131 (4)	141 (4)	155 (4)	139 (4)	857 (25)
都和小学校	87 (3)	80 (2)	90 (3)	95 (3)	100 (3)	92 (3)	544 (17)
荒川沖小学校	62 (2)	53 (2)	53 (2)	66 (2)	70 (2)	52 (2)	356 (12)
中村小学校	61 (2)	55 (2)	69 (2)	67 (2)	66 (2)	85 (3)	403 (13)
土浦第二小学校	105 (3)	110 (4)	93 (3)	102 (3)	122 (4)	99 (3)	631 (20)
上大津東小学校	40 (1)	42 (2)	41 (2)	43 (2)	38 (1)	32 (1)	236 (9)
上大津西小学校	11 (1)	7 (1)	13 (1)	15 (1)	18 (1)	11 (1)	75 (6)
神立小学校	90 (3)	98 (3)	95 (3)	77 (2)	114 (3)	86 (3)	560 (17)
右朧小学校	67 (2)	46 (2)	66 (2)	78 (2)	62 (2)	57 (2)	376 (12)
都和南小学校	52 (2)	44 (2)	48 (2)	53 (2)	46 (2)	53 (2)	296 (12)
乙戸小学校	58 (2)	59 (2)	49 (2)	53 (2)	58 (2)	48 (2)	325 (12)
菅谷小学校	18 (1)	29 (1)	42 (2)	15 (1)	35 (1)	33 (1)	172 (7)
藤沢小学校	43 (2)	44 (2)	41 (2)	45 (2)	39 (1)	47 (2)	259 (11)

学 校	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
斗利出小学校	9 (1)	17 (1)	9 (1)	10 (1)	16 (1)	19 (1)	80 (6)
山ノ荘小学校	18 (1)	19 (1)	22 (1)	20 (1)	23 (1)	17 (1)	119 (6)
合 計	1,282 (44)	1,278 (47)	1,282 (45)	1,362 (46)	1,335 (41)	1,319 (45)	7,858 (268)
土浦第一中学校	155 (5)	149 (4)	167 (5)				471 (14)
土浦第二中学校	147 (5)	149 (4)	127 (4)				423 (13)
土浦第三中学校	223 (7)	217 (6)	207 (6)				647 (19)
土浦第四中学校	194 (6)	245 (7)	219 (6)				658 (19)
土浦第五中学校	169 (5)	177 (5)	146 (4)				492 (14)
土浦第六中学校	152 (5)	145 (4)	137 (4)				434 (13)
都和中学校	142 (4)	137 (4)	147 (4)				426 (12)
新治中学校	73 (2)	67 (2)	92 (3)				232 (7)
合 計	1,255 (39)	1,286 (36)	1,242 (36)				3,783 (111)

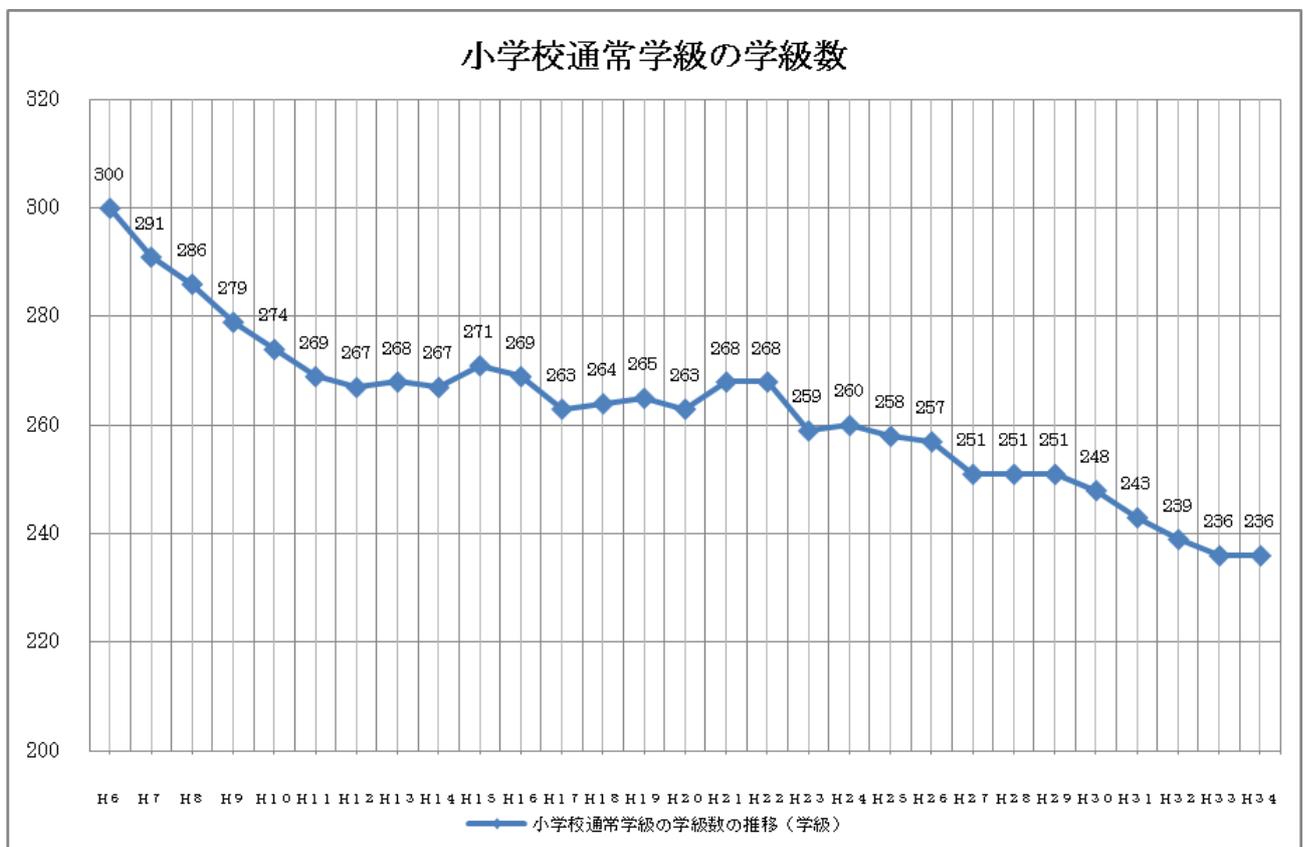
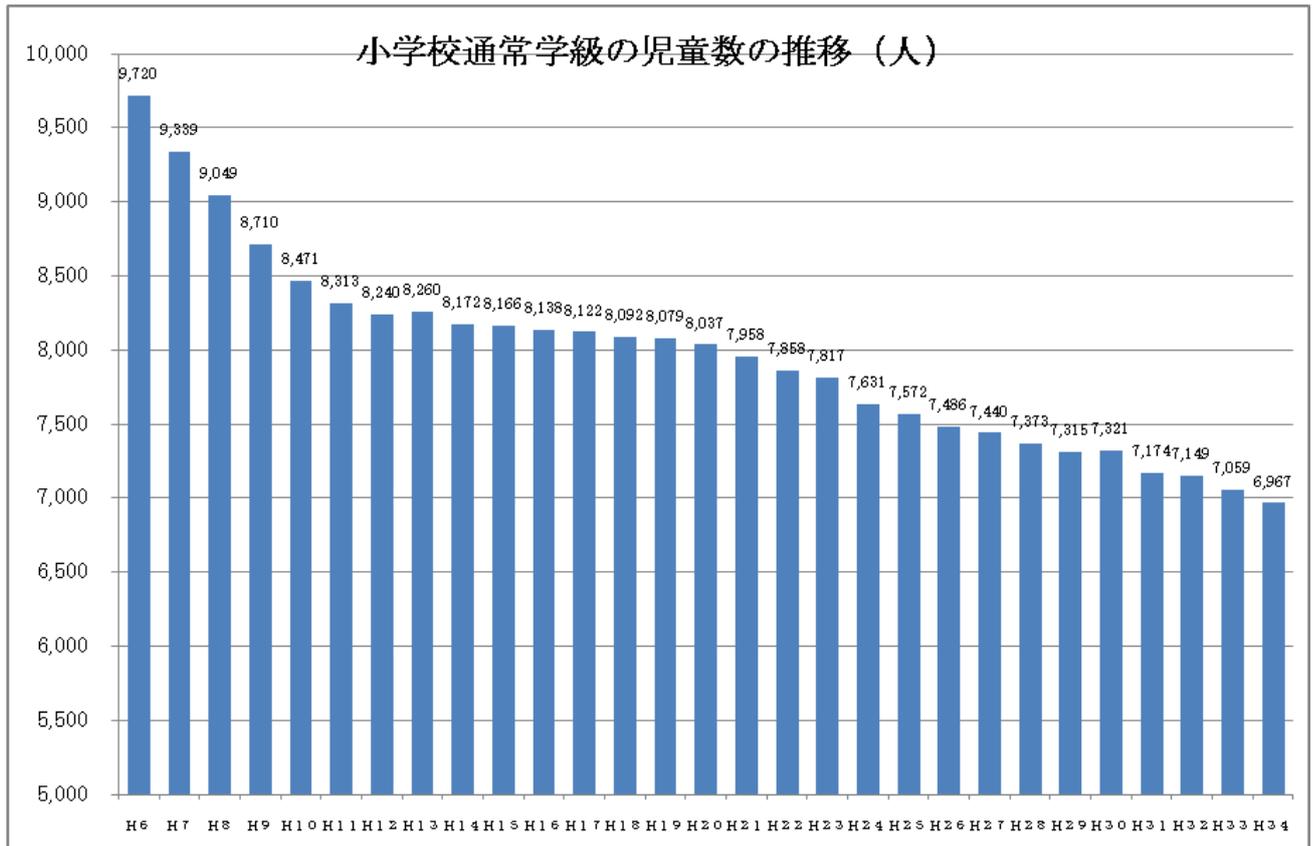
(4) 通常学級の児童・生徒数の推移

土浦市の小学校の児童数は、平成6年度の9,720人に対し、平成22年度には7,858人(80.8%)まで減少しています。平成34年度までの推計では、年々減少し6,967人(71.7%)になる見込みです。

学級数についても、平成6年度の300学級に対し、平成22年度には268学級(89.3%)まで減少しています。児童数と同様に、平成34年度までの推計では、236学級(78.7%)まで減少する見込みです。

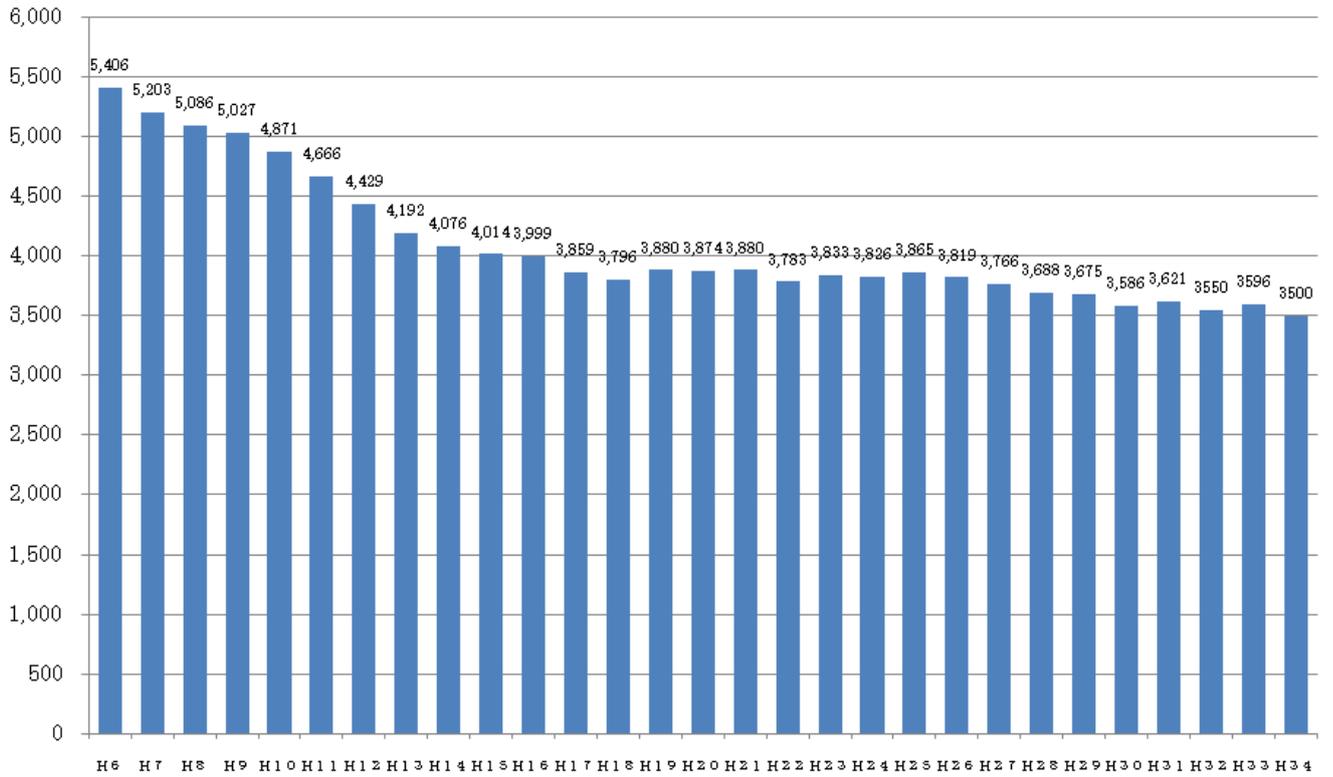
中学校の生徒数は、平成6年度の5,406人に対し、平成22年度には3,783人(70.0%)まで減少しています。平成34年度までの推計では、児童数と同様に年々減少し3,500人(64.7%)になる見込みです。

学級数についても、平成6年度の146学級に対し、平成22年度には111学級(76.0%)まで減少しています。生徒数と同様に、平成34年度までの推計では、98学級(67.1%)まで減少する見込みです。

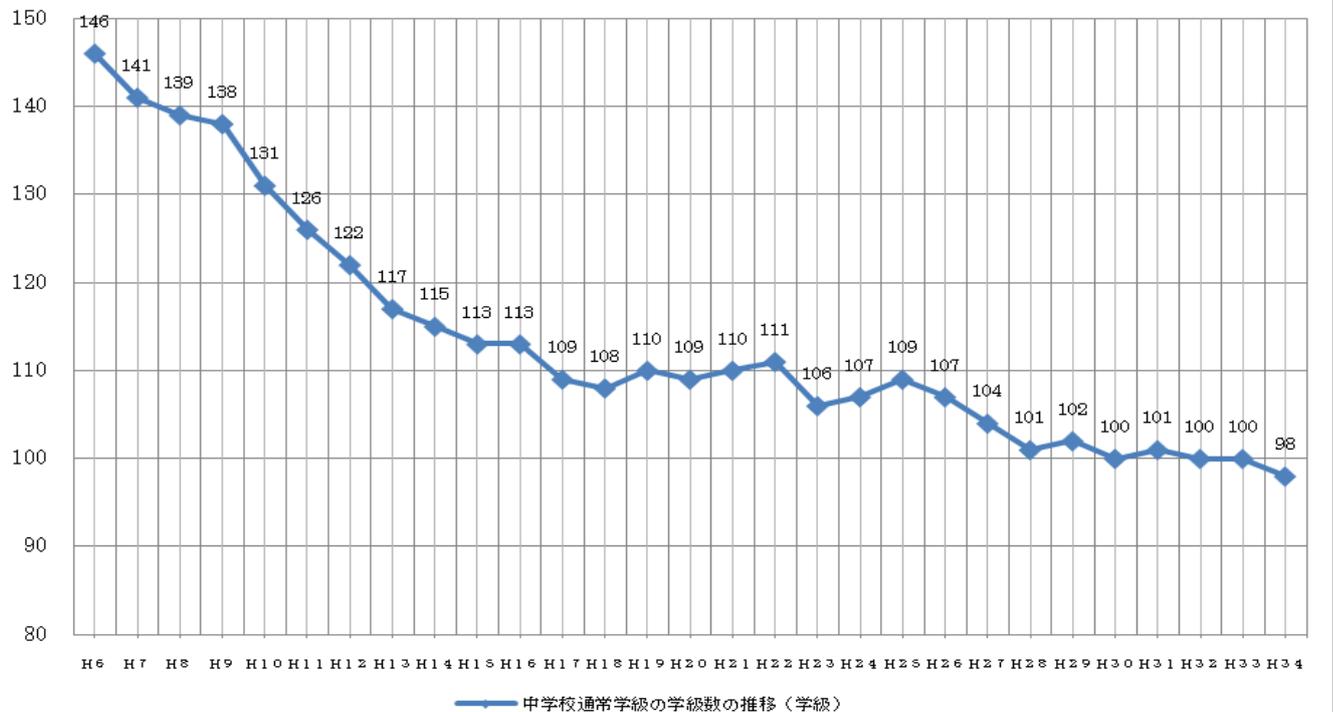


※平成23年度以降は学級単位を40人として推計（平成21年5月調査）

中学校通常学級の生徒数の推移（人）



中学校通常学級の学級数



※平成23年度以降は学級単位を40人として推計（平成21年5月調査）

(5) 学校規模等に関する現行制度

① 学級編制

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に定める標準に基づき、県の教育委員会が基準を定めています。

県の基準では、同じ学年の児童生徒で編制する1学級の人数について、小学校・中学校ともに原則40人としていますが、小学校の1年生から4年生、及び中学校の1年生について、35人を超える学級が3学級以上ある場合は1学級を増設し、学級編制の弾力化を行っています。

② 学校規模

小学校の規模については、「学校教育法施行規則」第41条において、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」と定められており、同規則第79条において、中学校も同様に12学級以上18学級以下を標準として定めています。

土浦市の学校規模による状況は下記のとおりです。

学校規模 (学級数)	標準以下 (～11)		標準 (12～18)	標準以上 (19～)
		うち複式		
小学校	7	1	9	4
中学校	1	0	5	2

③ 通学区域

通学区域については、「学校教育法施行令」第5条第2項で「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合において、(中略)就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」とされています。

土浦市教育委員会では、児童生徒の住所地ごとに就学すべき小学校又は中学校を指定するための通学区域を定めています。

平成22年5月1日現在、小学校20校、中学校8校の通学区域を定めています。

(6) 学校規模と学級数の将来推計

平成22年度以降の小・中学校の児童生徒数等の推計調査に基づき、クラス替えが可能な通常学級について、1学級を40人編制および国が検討している35人編制、30人編制と想定した場合の将来推計を行ったところ、次のような状況が予想されます。

◆平成22年度から平成34年度までの児童生徒の全体数は、小学校では約11%の減少、中学校では約7%の減少が予測されます。

◆市内全学校において、1学級40人編制を35人編制・30人編制に想定した場合、平成22年度の40人編制と平成34年度と比較すると、35人編制ではほとんど変わりませんが、30人編制の場合は増加します。(下記①の表を参照)

①市内の全学校

【小学校 全20校】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
児童数 (人)		7,858	6,967	▲891	88.7
学級数	学級編制基準 40人	268	236	▲32	88.1
	35人	—	264	▲4	98.5
	30人	—	291	23	108.6

【中学校 全8校】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
生徒数 (人)		3,783	3,500	▲283	92.5
学級数	学級編制基準 40人	111	98	▲13	88.3
	35人	—	112	1	100.9
	30人	—	128	17	115.3

◆県の適正規模の指針で示されている基準（小学校は12学級、中学校は9学級）以上の学校については、1学級40人編制を35人編制・30人編制に想定した場合、平成22年度の40人編制と平成34年度と比較すると、35人編制の全体の学級数はほとんど変わりませんが、30人編制の場合は増加します。(下記②の表を参照)

②平成22年度時点で基準以上の学校

【小学校 13校該当】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
児童数 (人)		6,868	6,112	▲756	89.0
学級数	学級編制基準 40人	213	195	▲18	91.5
	35人	—	216	3	101.4
	30人	—	239	26	112.2

【中学校 7校該当】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
生徒数 (人)		3,551	3,280	▲271	92.4
学級数	学級編制基準 40人	99	92	▲7	92.9
	35人	—	103	4	104.0
	30人	—	119	20	120.2

- ◆県の適正規模の指針で示されている基準未満の学校においても、1学級40人編制を35人編制・30人編制に想定した場合、平成22年度の40人編制と平成34年度と比較すると、35人編制・30人編制にしても、全体の学級数はほとんど変わりません。（下記③の表を参照）

③平成22年度時点で基準未満の学校

【小学校 7校該当】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
児童数 (人)		986	855	▲131	86.7
学級数	学級編制基準 40人	49	41	▲8	83.7
	35人	—	48	▲1	98.0
	30人	—	52	3	106.1

【中学校 1校該当】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
生徒数 (人)		232	220	▲12	94.8
学級数	学級編制基準 40人	7	6	▲1	85.7
	35人	—	9	2	128.6
	30人	—	9	2	128.6

以上の結果より、今後、市内小・中学校の学級数の推移を見ると国で検討している35人編制・30人編制を導入した場合、県の適正規模の指針で示されている基準以上の学校の学級数は増加する傾向にありますが、小規模校の学級数は変わらない傾向にあります。

2. 市民アンケート調査結果から見る市民の意識

(1) 市民アンケート実施概要

検討委員会では、望ましい学級数、通学距離などについて審議するにあたり、子を持つ親、これから子を持つ予定の方、学校を支えている地域の方などからのさまざまな意見等を把握するため、次のとおり市民アンケート調査を行いました。

「学校適正規模等に関するアンケート」概要

- ◆対象者…土浦市内に居住している20歳以上の方
- ◆配布数…3,000通
- ◆抽出方法…住民基本台帳より20歳以上の個人を無作為にデータ抽出
- ◆配布・回収方法…郵送で送付し、同封の返信用封筒にて回収
- ◆アンケート発送時期…平成22年2月15日、締め切り…平成22年2月28日
- ◆回収数…1,277通（回収率42.6%）

(2) 市民アンケート結果考察

アンケート結果について、項目ごとに考察したものは以下のとおりです。

小・中学校の望ましい1学年の学級数及び1学級の人数について

◆望ましい1学年の学級数（小学校）

学級数	割合
1学級	2.5%
2～3学級	70.8%
4学級以上	24.5%
複式学級	0.8%
無回答	0.9%

◆望ましい1学級の人数（小学校）

人数	割合
10人まで	0.8%
11～20人	15.7%
21～30人	66.6%
31～40人	16.0%
無回答	1.4%

小学校の1学年の学級数については、クラス替えにより多くの友人を作ることができ、切磋琢磨しながら社会性や協調性を育むことができるためという理由から「2～3学級」という回答が最も多く、それ以上の学級数を望む意見も合わせると、回答の95%が2学級以上を望んでいました。

また、1学級の人数については、多過ぎず少な過ぎない「21～30人」が最も多く、理由としては、一人ひとりに目が行き届くような個別指導を望みつつも、ある程度の集団の中での切磋琢磨が大切であると望む回答が多く見られました。

◆望ましい1学年の学級数（中学校）

学級数	割合
1学級	0.4%
2学級	2.0%
3学級	29.1%
4～6学級	62.7%
7学級以上	3.4%
無回答	2.0%

◆望ましい1学級の人数（中学校）

人数	割合
10人まで	0.3%
11～20人	12.1%
21～30人	60.7%
31～40人	24.9%
無回答	2.5%

中学校の1学年の学級数についても、小学校と同様に、多くの生徒と接する中で互いに切磋琢磨しながら社会性や協調性を育むことができる「4～6学級」を設置することが適当とする回答が最も多かったです。

また、1学級の人数についても、小学校と同様の理由により「21～30人」が最も多い回答を占めました。

以上の結果から、「小学校は2～3学級で21～30人クラス」、「中学校は4～6学級で21～30人クラス」が理想的であるという意見が大半を占めると考えられます。

学校の配置について今後どのようにすることが望ましいか

児童生徒数が減少しても、通学区域の見直しや弾力化等を行いながら、現行の学校配置を維持してほしいと望む声が多く占める一方で、教育にはある程度の人数の集団形成が必要だと思うといった意見も多く見られ、全体的にばらつきが見られました。

複式学級について

複式学級について	割合
良いと思う	24.0%
あまり良くないと思う	49.2%
良くないと思う	25.5%
無回答	1.3%

複式学級（2学年合わせて16人以下になる場合、その2つの学年が1クラスになり、1人の担任が同時に指導する形）になることについてどう思われるかの設問に関しては、中間の「あまり良くないと思う」が最も多く、「良くないと思う」と合わせると74%を占めました。理由の中でも、一人の教師が異なる学年の授業を同時に指導する形式に対し、十分な指導が行き届かないと懸念を抱く考えが多く、また、1学年に割り当てられる授業時間も十分ではないとの心配があることから、全体的に「良くはない」という回答が多く見られました。

地域における小・中学校の役割について

小・中学校が地域でどのような役割を最も果たしているかを項目ごとに分け、選択していただく設問で、「とてもそう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合を高い順に並べてみると、小・中学校ともに「災害時の避難場所」や「地域の伝統や卒業生たちの思い出の場」としての役割が大きいという意識傾向が見られました。

- ◆小学校 1位…災害等の際の避難場所(80.7%)
2位…地域の伝統・文化・歴史、卒業生たちの思い出の場(72.1%)
3位…児童・生徒たちと地域住民との交流拠点(68.3%)
4位…スポーツ活動の場(63.4%)
- ◆中学校 1位…災害等の際の避難場所(75.1%)
2位…地域の伝統・文化・歴史、卒業生たちの思い出の場(66.5%)
3位…スポーツ活動の場(61.3%)
4位…児童・生徒たちと地域住民との交流拠点(48.2%)

小・中学生の望ましい通学距離について

◆小学生

距離	割合
1 km以内	22.3%
2 km以内	53.5%
3 km以内	17.6%
4 km以内	4.4%
4 km超	0.5%
無回答	1.6%

◆中学生

距離	割合
1 km以内	3.4%
2 km以内	22.6%
3 km以内	34.8%
4 km以内	21.0%
5 km以内	11.3%
6 km以内	4.4%
6 km超	1.0%
無回答	1.6%

小学生については徒歩で通うことを考慮した「2 km以内」、中学生については自転車での通学も考慮して「3 km以内」が望ましいとの考えが多く占めました。いずれも「現在と同じ程度が望ましい」という考え方であると思われます。

ただし、統合すると仮定した場合、スクールバス等に対応すれば距離は関係ないという意見もありました。

最後に、クロス集計及び自由記載欄等で記入されていた事項のキーワードによる分析から汲み取れることを以下のとおりまとめました。

◆クロス集計から

年齢、保護者・非保護者、居住する学校規模ごとに各設問を分類して、回答者の属性による特徴を分析してみたところ、次の結果となりました。

年齢別による回答の違いは特に見られませんでした。また同様に、保護者と保護者でない方の意識についても、特に差は見られませんでした。

ただし、居住している小学校区にある小学校規模による特徴では、全体的には大きな違いは見られませんが、小規模校区に住んでいる方は、学校の規模においては小規模校を望む傾向が若干見られました。

◆自由記載欄分析から

その他、自由記載欄で多く寄せられたことをキーワードごとにまとめて分析したところ、大きく分けて次の3つの要望が強かったことが分かりました。

- ・通学距離、通学区域、通学路に対する見直しや安全対策の検討をすること
- ・学校生活ではやはり切磋琢磨が大切で、多過ぎず少な過ぎない人数である「ある程度の人数」は確保できるようにすること
- ・統廃合したとしても、何らかの形で学校を地域の施設として残すよう検討する、または学校そのものの形態を変えて活用するよう検討すること

3. 学校の適正規模

(1) 学校規模の大小におけるメリット・デメリット

学校規模の大小におけるメリット・デメリットについて、検討委員会での議論や実際に学校を視察して出された意見や一般傾向を整理すると、次のようになります。

標準規模以下の学校（12学級未満）		
	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりと教師のコミュニケーションがよく図られる。 ・一人ひとりに目が行き届く、きめ細やかな個別の学習指導ができる。 ・家庭的な雰囲気の中で勉強ができる。 ・ゆったりとした教育が行える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式学級では先生に教えてもらえる時間が少なくなる。 ・複式学級での授業形態は他学年同士で気が散り、自分の勉強に集中できない恐れがある。 ・学習状況の差が明確になりやすい。 ・切磋琢磨できない。 ・グループ活動など、いろいろな人との意見交換や発想が制限される。 ・集団で行う体育、合唱、学校行事などが難しい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・上級生が下級生の面倒を良く見るなど、学年を越えた仲間意識が強くなる。 ・ゆったりとした環境の中で、心の教育が十分にできる。 ・地域とのかかわりが密になる。 ・少人数なりに創意工夫して遊べる。 ・学校全体としての団結力や一体感が生まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校は6年間同じ友だちなので、人間関係が固定化し、変化が見られない。 ・仲間はずれが起きた場合、クラス替えができないと関係回復が難しい。 ・人数を必要とするスポーツをすることが難しく、子どもたちが思い切り楽しめない。 ・クラブ活動や部活動が制限される。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの支援など、地元とのかかわりが密になる。 ・教職員間の意思疎通や協力体制が図りやすい。 ・PTAや地域が協力的でまとまりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師一人当たりの校務分掌やその他学校運営に必要な用務の負担が大きい。 ・出席できる職員研修が制限される。 ・複式学級では黒板を前後に分けて2学年を同時に指導するので、教師の苦勞が多い。 ・保護者の数も少なくなるため、負担が大きくなる。

標準規模以上の学校（12学級以上）		
	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな体育的な種目に挑戦できる。また、球技活動ができる。 ・勉強、スポーツ、集団の中で児童生徒がお互いに切磋琢磨し合ったり影響し合ったりできる。 ・子どもたち同士の学び合い、助け合いの心が育まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数が多いため特別教室(パソコン教室など)の利用や、使用できる教材教具の数が制限される。 ・児童生徒一人ひとりに目が行き届きにくい。 ・一人当たりの活躍の場が少なくなる。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができ、多くの友だちと交流が図れる。 ・人数が多いと子どもたちの活動が活発になり、先生たちも活気が出る。 ・音楽祭、合唱祭、文化祭、スポーツ大会などの学校行事がいろいろできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室が狭くなり、窮屈で余裕がなくなる。 ・学年を越えての交流や一体感が生まれにくい。 ・一人ひとりの健康状態やいじめなどの心の問題が発見しにくくなる。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等においても多人数で知恵を出し合える。 ・子どもたちをより多面的に評価できる。 ・教職員同士のさまざまな意見や情報の交換ができる。 ・教師一人当たりの校務分掌等の負担が少なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな行事の取りまとめが大変。 ・校舎の増築など学校経費がかかる。 ・教職員同士の連携が取りづらくなる。

（２）学校規模の適正化の必要性と教育環境

小規模校・大規模校にはそれぞれメリット・デメリットがあり、土浦市としては本市が掲げる学校教育目標である「一人一人を生かす創意と活力に満ちた学校教育を推進し『確かな学力』と『豊かな心』を育む教育の展開に努める」ため、以下の視点から子どもたちを育成していくためには学校規模の適正化が必要であると考えます。

次の視点から、より高い効果を得るためには、ある程度の児童生徒数が必要です。

① 「確かな学力」を育成する視点から

- ・話し合い活動や協働作業的な活動等、集団の相互作用を生かした学習内容の深まりや広がりができること
- ・個々の個性や能力に応じた、きめ細やかな教育環境の整備を図るための小集団学習や習熟度別学習、また、表現力、思考力、判断力を養うための一斉学習な

- ど、多様な学習形態を取り入れた教育を可能にすること
- ・学習状況の差など、子ども自身が固定観念を持つことのないような環境づくり
- ・体育の球技や音楽での合唱・合奏等の集団活動を通してともに助け合い、協力し合う等、集団の力が発揮され活気あふれる活動
- ・小学校のクラブ活動、中学校の部活動の実施種目の増加

②「豊かな人間性やたくましさ」を育成する視点から

- ・友人同士やクラス間の対抗、切磋琢磨する機会、競争心や向上心の育成
- ・集団生活の中で、多くの友だちとかわるることによって、適切な行動を身に付け社会性や協調性を育成すること
- ・卒業まで同じ学級で過ごすことなく、学級の中での役割や価値観が固定化されることがない環境づくりや、いじめ・不登校などの人間関係上の問題が発生した場合のクラス替えによる問題解決
- ・中学校進学時のギャップを感じることなく、大きな集団に溶け込みやすい環境づくり
- ・体育や部活動等のチーム活動が制限されず、能力の開発・発揮の場を与えることができるようにすること
- ・運動会等の学校行事において、全体的な盛り上がりを持たせることができ、高学年に負担がかかったり、役割が固定化することがないようにすること

(3) 土浦市における学校の適正規模の基本的な考え方

学級人数については、文部科学省が少人数学級を推進する方向で検討していることから、本検討委員会では学級数による適正規模についてのみ示すことといたしました。

土浦市の小・中学校の適正規模は、児童生徒のより良い学習環境や生活環境などの創出という視点を基本に、国が定める標準規模や前掲の学校規模の適正化の必要性、アンケートによる市民の意識傾向から検討した結果、次のとおりとします。

- ◆小学校…全学年でクラス替えやグループ学習などの充実を図ることができ、学年に複数の教員が配置できる12学級以上が望ましい。なお、統合を考える場合は、学校施設の使用に支障をきたさず、教員と児童の関わりを良好に保つことができる24学級以下を目安とする。
- ◆中学校…小学校の考え方とほぼ同じで、中学校では教科担任制となるため、教員配置の面から主要5教科に複数の教員が配置でき、全教科専任教員が配置できる9学級以上が望ましい。なお、統合を考える場合は18学級以下を目安とする。

学級数による適正規模

小学校 12学級以上（1学年2学級以上）

※統合を考える場合は、24学級以下を目安とする

中学校 9学級以上（1学年3学級以上）

※統合を考える場合は、18学級以下を目安とする

4. 学校の適正配置

検討委員会では、適正配置の基本的な考え方について、通学距離や生活圏への配慮といった視点から次のように検討しました。

(1) 通学距離についての考え方

通学距離については、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」の「適正な学校規模の条件」において「小学校にあっては概ね4キロメートル以内、中学校にあっては概ね6キロメートル以内」と示されており、土浦市の小・中学校も国の基準を満たしています。また、市民アンケートでは小学生は「2km以内」、中学生は「3km以内」が望ましいとの考えが多く占めました。

したがって、児童生徒が体力的・精神的に疲労し、学校生活における学習意欲やさまざまな活動に影響を与えないように、距離や交通の便、通学の安全性等は十分考慮し、地理的な条件などへの配慮が必要であると考えます。

なお、統合した場合などにおいて通学距離が遠距離になるときは、通学手段などの支援策の検討が必要になります。

(2) 地域における学校の配置

学校の配置は、どの児童生徒にとっても通学距離が均等であることや、生活圏の中心がどの辺りにあるのか、地域の文化活動がどのような場所で行われているかなど、さまざまな実情を勘案して均衡が図られていることが望ましいと考えますが、全ての学校をそのような位置に再配置し、学校の規模を適正化していくことは地域とのかかわりからも現実的に難しいと思われれます。

(3) 土浦市における学校の適正配置の基本的な考え方

以上の観点から、適正配置を進めるにあたっては、現在の学校の配置を基に検討していきます。その際、適正配置の手法としては、「隣接する学校との統廃合」や「学校の再編成または新設」及び「通学区域の見直し」などを行う必要が考えられます。

なお、対象とする学校は、「土浦市における学校の適正規模の基本的な考え方」で示した適正規模に満たない学校及び複式学級を導入している学校を目安とし、これらの学校を含めた各地区の状況を十分に考慮することが必要です。

隣接する学校との「統廃合」、「学校の再編成または新設」、「通学区域の見直し」などにより、望ましい学校の適正規模を確保しつつ適正配置化を図る。

5. 学校の適正規模・適正配置に向けた方策

(1) 適正規模・適正配置の進め方

適正規模・適正配置化に向けた具体的な計画（実施計画）の策定にあたっては、適正な規模が確保できることを前提に、適正規模に満たない小学校及び中学校、複式学級を導入している学校について検討します。

なお、小学校区が中学校の適正規模化と大きく関わりを持つことから、最初に小学校の適正規模化を検討していきます。

適正規模・適正配置化の方法としては次の①～③の3つを掲げます。

① 隣接する学校との統廃合

隣接する小規模校がある場合、施設面などでの学習環境の良い方などに編入することで適正規模化を図ります。

② 学校の再編成・新設

近隣に小規模校が2～3校あり、学校用地が確保できれば、学校の再編成・新設をすることにより適正規模化を図ります。

また、同一中学校区内での隣接している小規模校の再編・新設を考える場合、小中一貫教育は、一貫した教育カリキュラムでの教育や「中1ギャップ」への対応、学校運営面において、さまざまなメリットが期待されるため、小中一貫校による適正配置を、選択肢の一つとして取り入れていくことを検討します。

③ 通学区域の見直し

適正規模校の通学区域の一部を、周辺の適正規模に満たない学校の通学区域に編入することにより適正規模化を図ります。なお、学校の配置状況により、通学距離や通学の安全などに問題がある場合は検討します。

実施計画については、おおむね2年間で策定することが必要と考えます。

(2) 学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっての留意事項

① 学校と地域との関係への配慮

小・中学校の統廃合を検討する場合は、さまざまな地域コミュニティとの関係を視点の一つに位置づけていくことが重要で、地域に対して次のような配慮が必要になります。

・地域には、自治会組織をはじめとするさまざまな団体組織や地域活動があり、学校はこのような地域コミュニティ形成の中心施設として、長い歴史を刻んできた

経緯があり、十分な協議・調整を図ることが望ましい

- ・近年、子どもを取り巻く痛ましい事件や事故が多く、子どもたちの登下校時等の安全確保には、地域団体や住民の協力が大きな役割を担っているという社会的状況があり、地域の協力は不可欠である
- ・通学区域は安全確保のため幹線道路、鉄道、河川等で分けることが望ましいが、原則的には自治会を分断しないように配慮する

以上のことから、学校は地域活動や地域文化の中心であり、統廃合の問題は地域の最重要課題になるものと考えられます。したがって、学校の適正規模・適正配置の検討にあたっては、地域住民自らが次世代育成のためのより良い学校環境作りについて理解することが必要です。

このため、保護者や地域住民の方々と十分に協議をしながら、学校の適正規模・適正配置を進めていく必要があります。

② 通学手段の確保

学校の統廃合により、学校区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、通学の安全という観点からも公共交通の利用のほかに、必要に応じてスクールバスの運行などの通学手段の確保や、何らかの通学支援策を検討することが必要です。

③ 校舎の改築及び学校施設の耐震化計画の見直し

現在、市では耐震化計画を進めていますが、学校の適正規模・適正配置の検討の進み具合によっては計画を見直す必要があります。

④ 児童生徒への配慮

適正規模化に伴い、児童・生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の形成に取り組むこととなります。

また、学習環境や学校生活も変化することになるので、児童・生徒の心身に負担にならないように、きめ細かな指導や教職員の配置等について十分な配慮が必要になります。

⑤ 廃校施設や跡地の利用

学校の統廃合により、廃校となる学校の施設や跡地の利用に関しても、子どもや市民のコミュニケーション・レクリエーション活動の促進、文化や生涯学習的な面での充実、そして防災への備えといったことを特に念頭に置き、地域の大切な共有財産であるという視点を軸にすえて、地域住民の方々とともに有効な活用方法を考えることを希望します。

⑥ 国・県の動向への対応

小・中学校の適正規模を進めるにあたっては、学級編制基準の改訂や教育関係法令の改正等の国・県の動向を踏まえて対応する必要があります。

参 考 資 料

- 1 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会
設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

- 2 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会の
検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

- 3 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9

- 4 公立小・中学校の適正規模について（茨城県教育委員会の指針）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1

- 5 学校規模と学級数の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9

1. 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会 設置要綱

土浦市教育委員会告示第1号

土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立の幼稚園、小学校及び中学校の適正配置等について検討するため、土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に提言する。

- (1) 市立の幼稚園、小学校及び中学校の適正配置等に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼稚園、小学校及び中学校の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の提言を教育委員会に行った日をもって満了とする。

2 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号及び第3号に掲げる委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，教育委員会学務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

付 則

この告示は，平成21年4月1日から施行する。

2. 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会 検討経過

◎第1回検討委員会【平成21年10月6日開催】

- (1) 委員長・副委員長の選出
- (2) 市立幼稚園・小中学校の現状、茨城県の指針について
- (3) 策定スケジュール(2か年)について

◎第2回検討委員会【平成21年11月10日開催】

- (1) 基本方針策定の考え方(適正規模の視点について)
- (2) 学校規模と教育環境等について
- (3) 幼稚園の適正配置等について
- (4) 学校視察について

◎第3回検討委員会【平成21年11月24日開催】

- ・学校視察 視察先…山ノ荘小学校、土浦第二小学校、下高津小学校、宍塚小学校
内容…授業風景や学校内を全体的に視察、学校より概要説明(学級規模、児童の通学区域、施設の現状など)、質疑応答

◎第4回検討委員会【平成22年2月4日開催】

- (1) 基本方針策定の考え方(適正配置の視点について)
- (2) 類似団体の事例の検討について
- (3) アンケートの実施について
- (4) 土浦市立幼稚園の適正配置の考え方(案)について

◎第5回検討委員会【平成22年4月27日開催】

- (1) アンケート集計結果についての考察
- (2) 「土浦市立幼稚園の適正配置の考え方について(案)」のパブリック・コメント実施結果について
- (3) 幼稚園の提言(案)について

◎第6回検討委員会【平成22年7月27日開催】

- (1) 学級規模について(中央教育審議会による提言記事、学級規模と学級数の将来推計、複式学級について)
- (2) 小中一貫校について
- (3) 小・中学校の適正配置を進めるにあたっての留意事項
- (4) 提言書の構成(案)について

◎第7回検討委員会【平成22年11月16日開催】

- (1) 「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針」(案)について
- (2) パブリック・コメントの実施について

◎第8回検討委員会【平成23年2月8日開催】

- (1) 「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針」(案)のパブリック・コメント実施結果と対応について
- (2) 「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針」の提言(案)について

3. 土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会 委員名簿

[敬称略、順不同]

氏名	役職等	備考
水本 徳明	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授	委員長
完賀 浩光	元新治村村長	副委員長
口田 文江	土浦市立幼稚園長会会長	
中島 洋一 都賀 和男	土浦市学校長会会長	平成 21 年度 平成 22 年度
池田 和男 佐野 光男	土浦市学校長会副会長	平成 21 年度 平成 22 年度
沖田 幸代	土浦市立幼稚園 P T A 連絡協議会前会長	
鈴木 理香	土浦市小中学校 P T A 連絡協議会副会長	平成 21 年 10 月 6 日 ～21 年 11 月
箕輪 勇介	土浦市小中学校 P T A 連絡協議会副会長 土浦第六中学校 P T A 会長	平成 21 年 11 月 19 日～
説田 賢哉	土浦市小中学校 P T A 連絡協議会監事 土浦第二小学校 P T A 会長	
笹本 恒久	土浦市小中学校 P T A 連絡協議会前幹事 宍塚小学校 前 P T A 会長 (現顧問)	
大塚 猛	土浦市小中学校 P T A 連絡協議会前会員 上大津西小学校 P T A 副会長	
笠原 美智子	土浦市小中学校 P T A 連絡協議会幹事 新治中学校女性ネットワーク委員長	
坂本 喜久江	土浦市交通安全母の会会長	
和田 士郎	土浦市民生委員児童委員協議会連合会理事	
岡元 孝子	土浦市女性団体連絡協議会理事	
近藤 修	土浦市地区長連合会会長	
中井川 功	土浦市子ども会育成連合会会長	
川島 一男	土浦地区私立幼稚園協会会長	
古徳 洋一	土浦市生涯学習推進協議会委員	

公立小・中学校の適正規模について（指針）

～未来の子どもたちのために～

**平成20年4月
茨城県教育委員会**

目 次

はじめに	1
1 小・中学校の適正規模の基準	2
2 適正配置を進めるにあたっての考え方	3
3 適正配置に際して留意すべき事項	4
4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援	5

参 考 資 料

○公立小学校児童数・学校数	7
○公立中学校生徒数・学校数	7
○年少（0～14歳）人口推計	8
○学級数別の学校数（小学校）	9
○学級数別の学校数（中学校）	9
○本県の小・中学校規模の現状	10
○小・中学校規模の現状（市町村）	11
○学校規模別教職員配置の標準（例）	12
○公立小・中学校規模の標準に関する国の基準等について	13
○統合に関する国（文部科学省）の補助制度等について	15
○小・中学校適正規模検討委員会の状況について	16

はじめに

学校においては、児童生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場として一定の規模が必要であるが、急激な少子化の進行に伴い、本県において学校の小規模化や複式学級が増加しており、今後の人口推計からもその傾向は加速していく。

また、このような状況を踏まえて市町村教育委員会において、小・中学校の適正規模や適正配置に向けた取組を検討しようとするなかで、県として望ましい適正規模の基準について提示することが強く望まれている。

学校の適正規模や適正配置については、設置者である市町村がそれぞれの歴史や地域との関わりを考慮しながら主体的に判断するべきものであるが、県として児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示すものである。

1 小・中学校の適正規模の基準

- 小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。

- 中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

2 適正配置を進めるにあたっての考え方

本県においては、上記の適正規模の基準を下回る学校が半数以上を占めており、市町村においては、これらの学校について地域の実情や児童生徒数の推移等を勘案し適正規模化に向けた積極的な検討を行う必要がある。検討するにあたっては、下記の例に加えて、児童生徒の教育環境の改善に向けて幅広い観点から、市町村内の小・中学校の適正配置を図る必要がある。

- 児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
- 小学校においては、全ての学年においてクラス替えが出来ない1学年1学級の学校について、統合を検討すべきである。
- 中学校においては、クラス替えが出来ない5学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。
- 過去に児童生徒の増加により分離新設された学校を持つ市町村においては、急激な児童生徒の減少が生じている小・中学校を持つ場合もある。

これらの学校においては、本来の学区を分離新設により分割した 경우가多く、学校間の距離が近いこれらの地区においては、将来の人口推計を踏まえて市町村の学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。

※ 学校規模などから、統合を実施しても適正規模になることが見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

3 適正配置に際して留意すべき事項

- 小・中学校の適正配置の検討は児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して実行するものであり、これを機会に保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関しての取組などについて十分な議論を行うこと。
- 適正配置の検討においては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して市町村全体での適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏などを考慮しながら検討すること。
- 小・中学校の適正配置により、通学区域が広域化されることに伴う通学距離及び通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、保護者や地域住民の不安の解消などに配慮すること。
- 地理的条件や地域的・歴史的な関連により小規模な小・中学校の適正規模化が困難な場合であっても、小中一貫教育や学校種間の積極的な連携の検討などによる教育環境の改善に向けた取組を図るべきであること。
- 小・中学校の適正配置により、統合が行われた場合に、児童生徒は新たな教育環境の中で人間関係づくりや学習環境が大幅に変化した中で生活を行うことになる。これらの急激な環境の変化に対応するために、事前の交流活動や統合後のきめ細やかな指導が行えるよう十分な配慮をすること。
- 各学校で行われている、地域との密接な関係による特色のある教育活動については、保護者や地域住民の意見を十分聴取し、継続した取組が出来るように配慮すること。

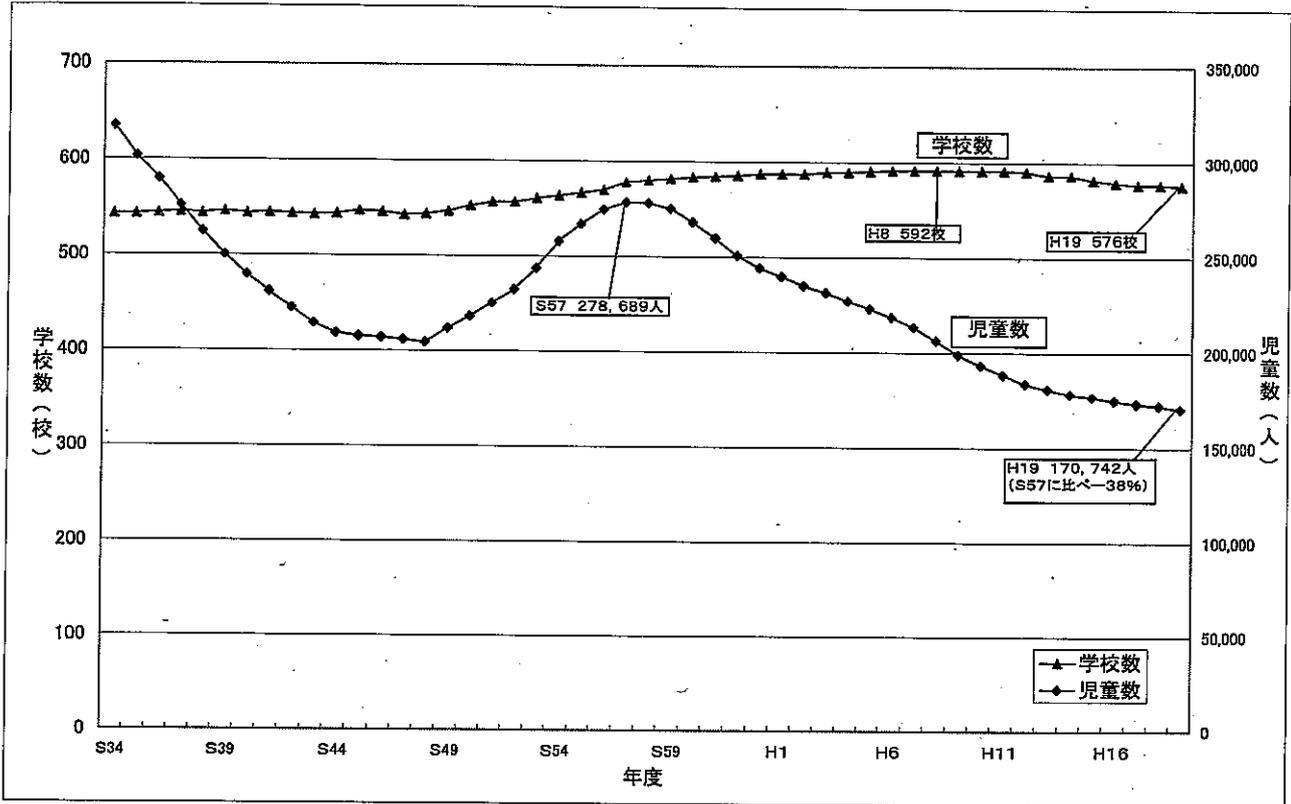
4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援

- 児童生徒の望ましい教育環境を求めて適正配置を行う市町村に対して、他県及び本県における取組状況などの情報提供や適切な指導助言を行う。

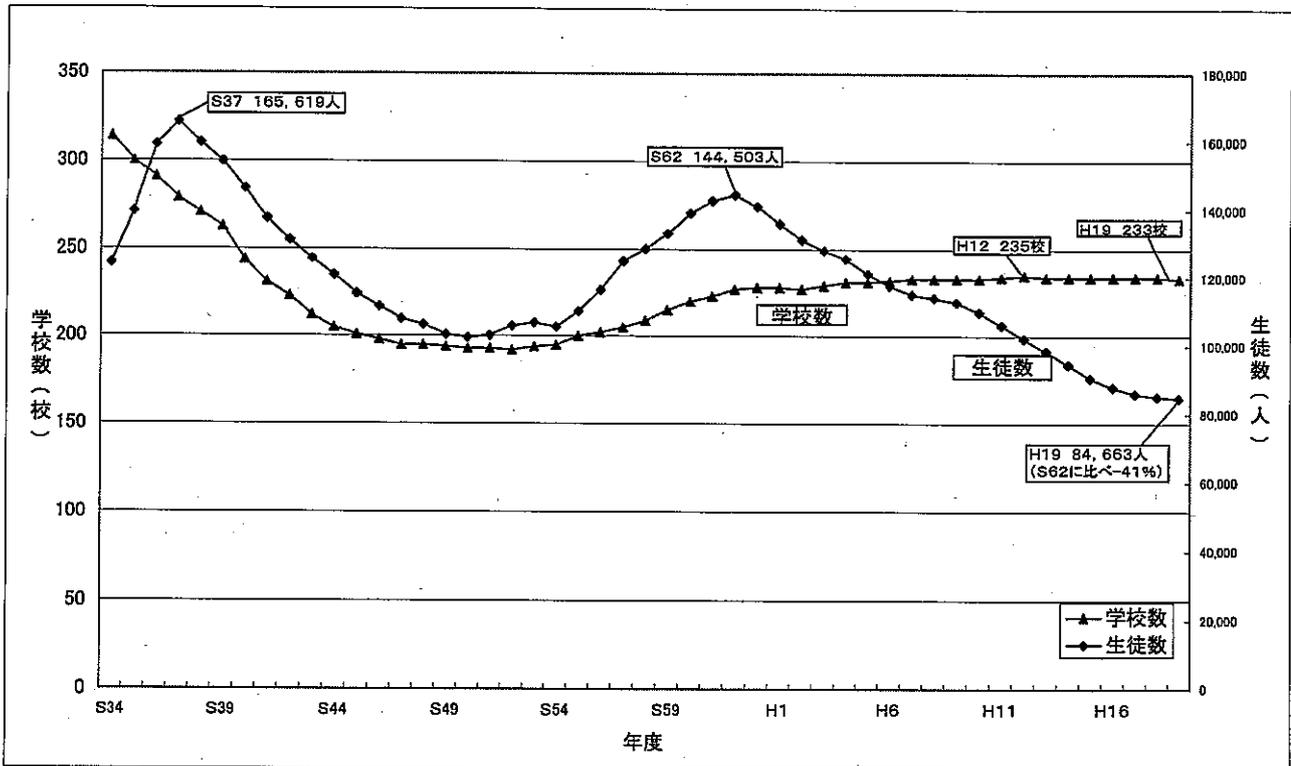
- 小・中学校の適正規模に向けた統合を実施する市町村に対して、県として、教職員の配置、広域化する児童生徒の通学への市町村での対応、教育環境の改善のための検討などの市町村に必要とされる支援措置について引き続き検討を行う。

参 考 资 料

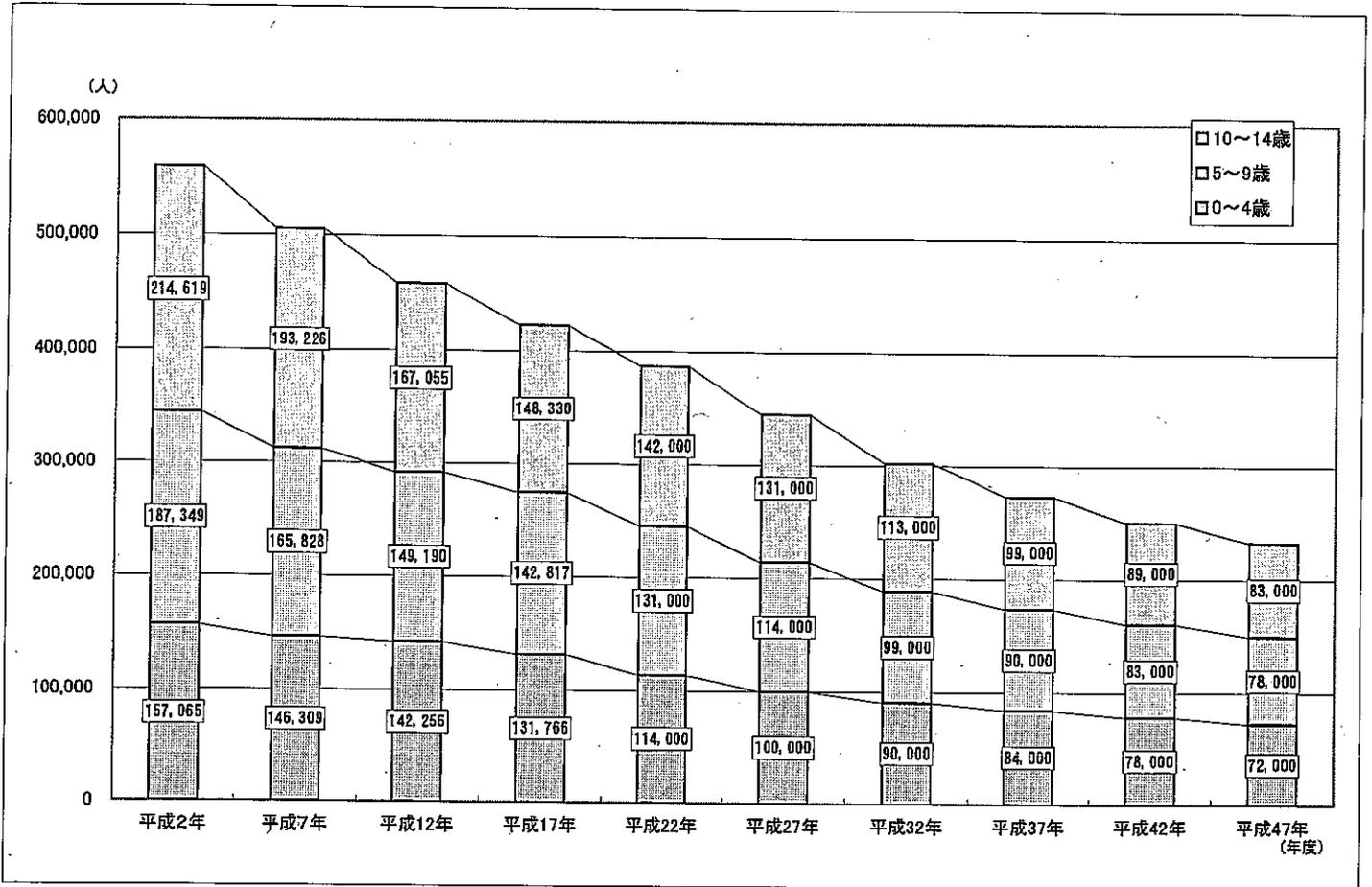
公立小学校児童数・学校数



公立中学校生徒数・学校数



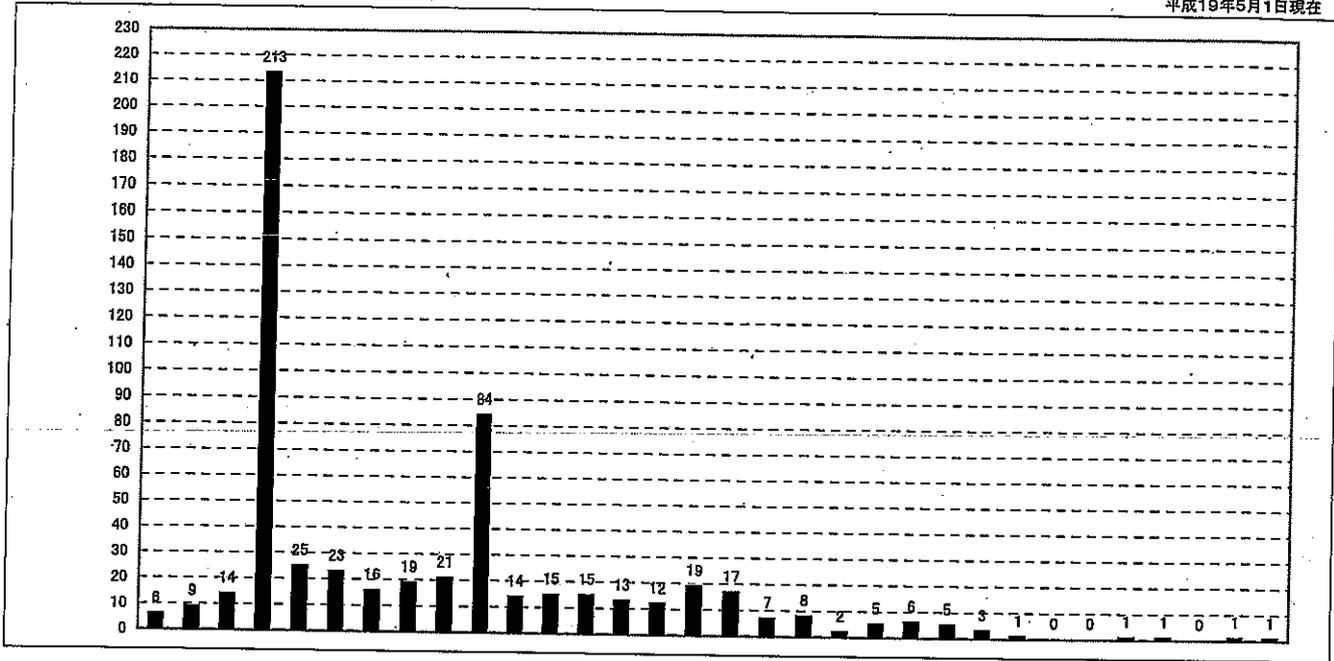
年少(0~14歳)人口推計



(参考資料) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成19年度)

学級数別の学校数(小学校)

平成19年5月1日現在



学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	計
学校数	-	-	6	9	14	213	25	23	16	19	21	84	14	15	15	13	12	19	17	7	8	2	5	6	5	3	1	-	1	1	-	1	1	576	
(割合%)			29 校 5.0%			317 校 55.0%						172 校 29.8%						58 校 10.1%																	

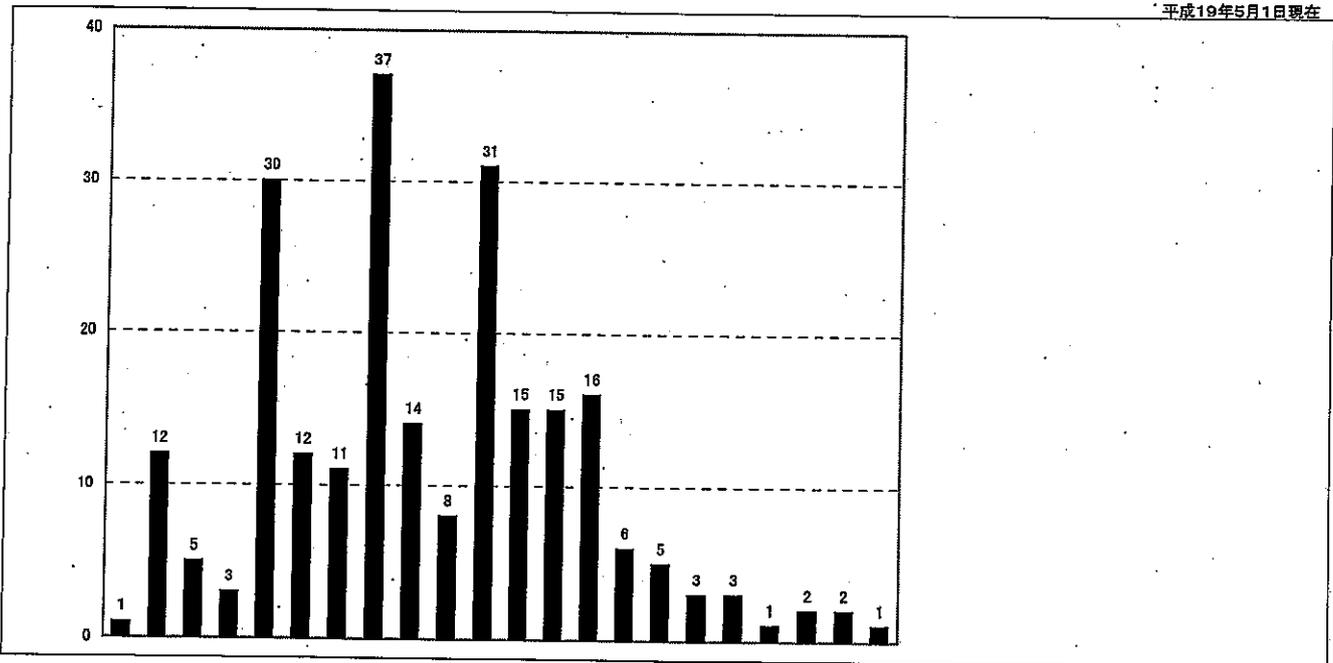
※ 学級数は普通学級の実学級数であり、特別支援学級は含まない。

(参考)

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	計
学校数	-	1	4	8	4	149	23	28	11	20	29	105	16	14	13	9	17	27	16	8	13	13	11	15	13	3	6	5	5	2	1	2	2	1	590
(割合%)		17 校 2.9%				256 校 43.4%						201 校 34.1%						116 校 19.7%																	

学級数別の学校数(中学校)

平成19年5月1日現在



学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
学校数	-	1	12	5	3	30	12	11	37	14	8	31	15	15	16	6	5	3	3	1	2	2	1	-	-	233
(割合%)		21 校 9.0%				112 校 48.1%						91 校 39.1%						9 校 3.9%								

※ 学級数は普通学級の実学級数であり、特別支援学級は含まない。

(参考)

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	計
学校数	-	2	6	2	3	11	6	5	19	5	9	22	7	12	18	10	10	12	8	7	9	10	8	7	3	4	4	2	3	1	1	1	1	1	228	
(割合%)		13 校 5.7%				65 校 24.1%						91 校 39.9%						69 校 30.3%																		

本県の小・中学校規模の現状

1. 児童・生徒数等

	児童生徒数	学校数	学級数	教員数	1校当たり		1学級当たり		教員1人当たり	
	(人)			(人)	児童生徒数	学級数	児童生徒数	教員数	児童生徒数	
小学校	170,742	576	6,770	10,212	296.4 (312.8)	11.8 (16.7)	25.2 (18.7)	17.7 (18.4)	16.7 (17.0)	
中学校	84,663	233	2,787	5,983	363.4 (327.8)	12.0 (11.0)	30.4 (29.8)	25.7 (23.1)	14.2 (14.2)	

(注1)平成19年度学校基本調査の数字

(注2)()は全国の数字

(注3)学級数には特別支援学級を含む

2. 児童・生徒数と学校数の直近のピーク時との比較

		昭和57年・ 昭和62年	平成19年	増減率
小学校	児童数	278,689	170,742	-39% (-41%)
	学校数	578	576	0% (-9%)
	学級数	8,431	6,770	-20%
中学校	生徒数	144,503	84,663	-41% (-43%)
	学校数	227	233	3% (-3%)
	学級数	3,713	2,787	-25%

(注1)本県の直近のピーク時は、小学校昭和57年、中学校は昭和62年。

(注2)()は全国の数字

3. 学級数別学校数

	小学校		中学校		
	学校数	構成比	学校数	構成比	
5学級以下	24	4.2% (13.8)	20	8.6% (22.2)	
6~11学級	293	51.4% (35.4)	91	39.1% (33.1)	
12~18学級	166	28.8% (29.3)	104	44.6% (32.5)	←(国が示す標準規模)
19学級以上	93	16.1% (21.5)	18	7.7% (12.4)	
計	576		233		

55.6% (49.2)
47.6% (55.3)

(注1)平成19年度学校基本調査の数字

(注2)()は全国の数字

(注3)学級数には特別支援学級を含む

小・中学校規模の現状（市町村）

（H19. 5. 1現在）

市町村名	小学校					中学校						
	5学級以下	6学級から11学級	12学級から18学級	19学級以上	計	5学級以下	6学級から8学級	9学級から11学級	12学級から18学級	19学級以上	計	
水戸	水戸市	1 (2.9%)	11 (32.4%)	14 (41.2%)	8 (23.5%)	34	2 (12.5%)	1 (6.3%)	2 (12.5%)	9 (56.3%)	2 (12.5%)	16
	笠間市		6 (42.9%)	6 (42.9%)	2 (14.3%)	14	2 (28.6%)	1 (14.3%)		4 (57.1%)		7
	ひたちなか市		5 (25.0%)	8 (40.0%)	7 (35.0%)	20	1 (11.1%)	1 (11.1%)		4 (44.4%)	3 (33.3%)	9
	常陸大宮市	5 (26.3%)	12 (63.2%)	2 (10.5%)		19	2 (28.6%)	4 (57.1%)		1 (14.3%)		7
	那珂市	1 (9.1%)	5 (45.5%)	5 (45.5%)		11			3 (60.0%)	2 (40.0%)		5
	小美玉市		7 (58.3%)	5 (41.7%)		12		1 (33.3%)	1 (33.3%)		1 (33.3%)	3
	茨城町	1 (11.1%)	7 (77.8%)	1 (11.1%)		9		2 (66.7%)		1 (33.3%)		3
	大洗町		3 (75.0%)	1 (25.0%)		4		1 (50.0%)	1 (50.0%)			2
	城里町	2 (20.0%)	7 (70.0%)	1 (10.0%)		10	1 (25.0%)	2 (50.0%)		1 (25.0%)		4
	東海村		2 (33.3%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	6		0.0%		2 (100.0%)		2
	大子町		7 (87.5%)	1 (12.5%)		8	4 (80.0%)	1 (20.0%)				5
県北	日立市	2 (8.0%)	4 (16.0%)	11 (44.0%)	8 (32.0%)	25	2 (13.3%)	2 (13.3%)	6 (40.0%)	5 (33.3%)		15
	常陸太田市	3 (15.8%)	13 (68.4%)	3 (15.8%)		19	3 (37.5%)	1 (12.5%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)		8
	高萩市	1 (20.0%)		4 (80.0%)		5	1 (25.0%)	2 (50.0%)		1 (25.0%)		4
	北茨城市		10 (83.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	12	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)		5
鹿行	鹿嶋市		6 (50.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	12		2 (40.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)		5
	潮来市	1 (14.3%)	4 (57.1%)	2 (28.6%)		7		3 (75.0%)	1 (25.0%)		4	
	神栖市		6 (37.5%)	8 (50.0%)	2 (12.5%)	16		2 (25.0%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)		8
	行方市	3 (16.7%)	15 (83.3%)			18		2 (50.0%)	2 (50.0%)			4
	鉾田市		19 (95.0%)	1 (5.0%)		20		1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)		4
県南	土浦市	1 (5.0%)	6 (30.0%)	7 (35.0%)	6 (30.0%)	20		1 (12.5%)		7 (87.5%)		8
	石岡市		14 (73.7%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)	19		5 (62.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)		8
	龍ヶ崎市		5 (38.5%)	6 (46.2%)	2 (15.4%)	13			3 (50.0%)	3 (50.0%)		6
	取手市		7 (38.9%)	11 (61.1%)		18	1 (12.5%)	2 (25.0%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)		8
	牛久市		1 (14.3%)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	7		1 (20.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)		5
	つくば市	2 (5.3%)	20 (52.6%)	11 (28.9%)	5 (13.2%)	38		3 (21.4%)	3 (21.4%)	8 (57.1%)		14
	守谷市		2 (22.2%)	7 (77.8%)		9			2 (50.0%)	2 (50.0%)		4
	福敷市	1 (6.3%)	13 (81.3%)	2 (12.5%)		16		1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)		4
	かすみがうら市	1 (7.7%)	10 (76.9%)		2 (15.4%)	13		2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)		4
	つくばみらい市		7 (70.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	10		1 (25.0%)	3 (75.0%)			4
	美浦村		1 (33.3%)	2 (66.7%)		3				1 (100.0%)		1
	阿見町		5 (62.5%)	3 (37.5%)		8			1 (33.3%)	2 (66.7%)		3
	河内町		4 (100.0%)			4	1 (50.0%)	1 (50.0%)				2
利根町	1 (20.0%)	4 (80.0%)			5				1 (100.0%)		1	
県西	古河市		10 (43.5%)	13 (56.5%)		23			4 (44.4%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	9
	結城市		6 (66.7%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	9			1 (33.3%)	2 (66.7%)		3
	下妻市	1 (10.0%)	6 (60.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	10			1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	3
	筑西市		12 (60.0%)	5 (25.0%)	3 (15.0%)	20		1 (14.3%)		6 (85.7%)		7
	坂東市	1 (7.7%)	10 (76.9%)	2 (15.4%)		13		1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	4
	桜川市	1 (9.1%)	8 (72.7%)	2 (18.2%)		11		2 (40.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)		5
	常総市		10 (71.4%)	4 (28.6%)		14		1 (20.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)		5
	八千代町		3 (60.0%)	2 (40.0%)		5		1 (50.0%)		1 (50.0%)		2
	五霞町		1 (50.0%)	1 (50.0%)		2			1 (100.0%)			1
境町		3 (60.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	5			1 (50.0%)	1 (50.0%)		2	
計	29 (5.0%)	317 (55.0%)	172 (29.9%)	58 (10.1%)	576	21 (9.0%)	53 (22.7%)	59 (25.3%)	91 (39.1%)	9 (3.9%)	233	

(注) 学級数は普通学級の実学級数であり、特別支援学級は含まない。

学校規模別教職員配置の標準(例)

小学校

(単位:人)

学級数	校長	教頭	教諭			教員計	養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計				
2学級	1	—	2	—	2	3.00	—	—	3.00
3学級	1	—	3	0.75	3.75	4.75	1	0.75	6.50
5学級	1	—	5	1	6	7.00	1	1	9.00
6学級	1	0.75	6	1	7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5	13.5	15.50	1	1	17.50

中学校

(単位:人)

学級数	校長	教頭	教諭		教員計	養護教諭	事務職員	合計
			教科担任	小計				
2学級	1	—	6	6	7.00	—	—	7.00
3学級	1	0.5	7.5	7.5	9.00	1	0.75	10.75
5学級	1	0.5	7.8	7.8	8.30	1	1	10.30
6学級	1	1	9.5	9.5	11.50	1	1	13.50
9学級	1	1	14.48	14.48	16.48	1	1	18.48

○中学校におけるモデル的教員配置 (5学級・6学級・9学級)

教職員数は学級数を基に、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)」により上記のように算定される。

※あくまで標準的なモデル配置であり、実際の教員配置は学校の事情によって異なっている。

(単位:人)

区分	校長	教頭	教諭									
			国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健体育	技術	家庭
5学級	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	
6学級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9学級	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1

公立小・中学校規模の標準に関する国の基準等について

○ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

○ 公立小・中学校の統合方策について

〔昭31.11.17 文初財第503号各都道府県教育委員会、各都道府県知事あて〕
〔文部事務次官通達〕

公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設設備の整備充実をはかることがむずかしいため教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっている現状である。文部省においては、この問題の重要性にかんがみ、さきに中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

ついては、貴職におかれても学校統合の意義にじゅうぶん考慮を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を施策の参考として、統合の推進をはかるとともに、貴管内関係機関に対して趣旨の徹底方をお願いする。

なお、文部省においては答申の趣旨に従って所要の措置を講じ、具体的な事項については、指導書を作成する等により目的の達成に努める所存であるが、このことについては、おつて連絡する。

別紙

公立小・中学校の統合方策についての答申（昭和31.11.5）

本審議会は、公立小・中学校の統合方策について、特別委員会を設けて審議を行って得た結果に基き、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

公立小・中学校のうち小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は教員組織の充実と施設設備等の拡充を図る上に困難を伴うことが多いので、これを適正な規模にまで統合することは義務教育水準の向上と学校経費の合理化のためきわめて重要である。

特に、ここ数年来画期的な規模において町村の合併が行われ、合併市町村ではその建

設計画において地域の文化的中心であり精神的統合の基礎である学校の統合を重要な課題としてとりあげているので、この機運とあわせて、小規模学校の統合を促進することはきわめて適切なことである。

これらの諸点にかんがみ、この際合併市町村における学校の統合はもとより、その他の市町村における学校の統合についても、次の要領により積極的計画的に実施する必要がある。

I 学校統合の基本方針について

- 1 国および地方公共団体は、前文の趣旨に従い、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向をじゆぶんに考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重な態度で実施すべきものであつて、住民に対する学校統合の意義についての啓発については特に意を用いること。

II 学校統合の基準について

- 1 小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12学級ないし18学級を標準とすること
- 2 児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては、4キロメートル、中学校生徒にあつては6キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件ならびに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

III 学校統合に対する助成について

- 1 国は、学校統合により必要とされる施設の建築費についてじゆぶんにかつ計画的に助成すること。
- 2 国は、各種振興法に基く補助金等の配分については、統合を行つた学校に対し格別の考慮を払うこと。
- 3 国は、学校統合に伴い児童生徒の通学を容易にするため必要となるスクール・バス、スクール・ポート等の交通機関の設置に対して助成策を講ずること。

○ 公立小・中学校の統合について

〔昭48.9.27 文初財第431号各都道府県教育委員会あて 文部省初等中等教育局長
文部省管理局長通達〕

学校統合の方策については、昭和31年に「公立小・中学校の統合方策について」（昭和31年11月17日付文初財第503号文部事務次官通達）をもって通達されているところであり、貴委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願つてきたところですが、その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必要がありますと考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

- 1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 (1) 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
(2) 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。
(3) 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。

統合に関する国（文部科学省）の補助制度等について

○ 遠距離通学への対応

学校が統廃合される場合、児童・生徒の通学条件を緩和するために、市町村が負担するスクールバス・ポート等購入費及び遠距離通学費の一部を補助し、もって教育水準の向上を図っている（へき地児童生徒援助費等補助）。

- ① 市町村がへき地学校等の児童・生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバス等を購入する費用の1/2（限度額1台当たり304万円（H19補助単価））

下記のいずれかに該当すること

- ・へき地学校であること
- ・市町村合併に起因する学校統合が行われたこと
- ・人口の過疎現象に起因する学校統合が行われたこと
- ・過疎地域においてバス路線の廃止により遠距離通学児童生徒の通学条件が悪化したこと

- ② 市町村が学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒に対して通学費を負担した費用の1/2（国庫補助の開始から5年間）

下記のすべてに該当すること

- ・通学距離が児童4km以上、生徒6km以上であること
- ・学校統合が行われたこと
- ・市町村の負担する通学費が年額30万円以上であること

（担当課 財務課）

○ 公立学校施設整備

統合を行う小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築について、配慮されている。また、公立小・中学校の校舎・屋内運動場の補強・改築事業について優先的に実施する。

- ・統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築補助率・・・1/2

（担当課 財務課）

○ 学校給食施設整備（市町村合併時に統合計画があることが要件）

合併により共同調理場を統合するなどして新たに設置する場合には、一部事務組合等による事業と同様、既存の調理場の更新事業でなく、新規事業として取り扱われている。

- ・合併に伴い、既存の共同調理場の統合による共同調理場の設置を行う場合
（補助率 1/3 → 1/2）

（担当課 保健体育課）

※ 教職員定数に関する激変緩和措置（市町村合併時に統合計画があることが要件）

市町村合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し教職員定数が減となる場合であっても、一定期間激変緩和する措置が講じられている。

（担当課 義務教育課）

小・中学校適正規模検討委員会の状況について

時 期	内 容
12月10日	<p>庁内作業 委員会の委員選定 第1回検討委員会の資料の作成</p> <p>第1回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・本委員会の趣旨説明 ・委員長挨拶 ・本県の小・中学校の現況（児童生徒数の推移等） ・検討に必要な基礎データ等の提供
1月9日	<p>庁内作業 第1回委員会を受けての課題検討 第2回検討委員会の議題・資料の作成</p> <p>第2回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模小・中学校のメリット・デメリットについて ・本県の最近の統廃合の状況 ・適正な学校規模のために必要な条件等の整理
1月30日	<p>庁内作業 第2回委員会を受けての課題検討 指針（案）の構成について</p> <p>第3回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者（取手市教育長及び茨教組書記長）からの意見聴取と質疑応答
2月22日	<p>事務局による市町村教育長ヒアリング</p> <p>第4回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討結果の整理の仕方と指針（案）についての協議
4月21日	<p>事務局による市町村教育長ヒアリング</p> <p>第5回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針（素案）についての協議

5. 学校規模と学級数の将来推計

平成22年度以降の公立小学校児童数及び学級数(見込み)

●1学級40人編制の場合

学校名	上段:通常学級の児童数(人), 下段:学級数(学級)												
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
土浦小学校	741 (22)	745 (22)	750 (22)	744 (22)	720 (21)	727 (22)	721 (21)	715 (20)	716 (19)	701 (18)	699 (18)	690 (18)	681 (18)
下高津小学校	781 (22)	789 (23)	765 (23)	765 (22)	779 (23)	756 (22)	749 (23)	743 (23)	743 (23)	728 (22)	725 (21)	716 (20)	707 (20)
東小学校	385 (13)	376 (13)	380 (12)	364 (12)	364 (12)	369 (12)	365 (12)	362 (12)	362 (12)	355 (12)	353 (12)	349 (12)	345 (12)
穴塚小学校	45 (4)	43 (4)	49 (5)	48 (4)	49 (5)	49 (5)	48 (5)	47 (5)	47 (4)	46 (4)	46 (4)	46 (4)	46 (4)
大岩田小学校	613 (18)	608 (18)	627 (19)	610 (18)	609 (18)	613 (18)	608 (18)	604 (18)	604 (18)	592 (18)	590 (18)	583 (18)	575 (18)
真鍋小学校	857 (24)	871 (24)	852 (24)	855 (24)	854 (24)	839 (24)	833 (24)	827 (24)	828 (24)	811 (24)	808 (24)	798 (24)	788 (24)
都和小学校	544 (17)	522 (17)	499 (17)	492 (16)	480 (15)	483 (14)	479 (15)	474 (15)	475 (14)	466 (13)	465 (13)	459 (12)	453 (12)
荒川沖小学校	356 (12)	374 (12)	357 (12)	344 (12)	344 (12)	344 (12)	341 (12)	339 (12)	340 (12)	332 (12)	331 (12)	327 (12)	323 (12)
中村小学校	403 (13)	399 (12)	396 (12)	395 (12)	384 (12)	386 (12)	382 (12)	379 (12)	379 (12)	372 (12)	370 (12)	366 (12)	362 (12)
土浦第二小学校	631 (19)	641 (19)	605 (18)	605 (18)	604 (18)	588 (18)	582 (18)	577 (18)	577 (18)	566 (18)	564 (18)	556 (18)	549 (18)
上大津東小学校	236 (9)	248 (9)	249 (10)	251 (10)	247 (10)	243 (9)	241 (8)	239 (9)	239 (8)	234 (8)	233 (8)	231 (7)	228 (7)
上大津西小学校	75 (6)	72 (6)	63 (6)	58 (6)	56 (6)	58 (6)	57 (6)	57 (6)	57 (6)	56 (6)	56 (6)	55 (6)	54 (6)
神立小学校	560 (17)	550 (17)	508 (17)	513 (16)	497 (16)	491 (15)	487 (16)	483 (15)	483 (15)	473 (13)	471 (13)	464 (13)	457 (13)
右粕小学校	376 (12)	365 (12)	357 (12)	344 (12)	336 (12)	347 (12)	344 (12)	341 (12)	341 (12)	335 (12)	334 (12)	330 (12)	325 (12)
都和南小学校	296 (12)	289 (12)	287 (12)	289 (12)	283 (12)	284 (12)	282 (12)	280 (12)	281 (12)	275 (12)	274 (12)	271 (12)	267 (12)
乙戸小学校	325 (12)	316 (12)	307 (12)	307 (12)	306 (12)	299 (12)	296 (12)	294 (12)	294 (12)	288 (12)	287 (12)	283 (12)	280 (12)
菅谷小学校	172 (7)	170 (6)	155 (6)	166 (6)	154 (6)	152 (6)	150 (6)	149 (6)	150 (6)	147 (6)	147 (6)	145 (6)	143 (6)
藤沢小学校	259 (11)	241 (9)	237 (8)	233 (7)	231 (8)	228 (6)	226 (6)	224 (6)	224 (7)	219 (6)	218 (6)	215 (6)	212 (6)
斗利出小学校	80 (6)	77 (6)	71 (6)	73 (6)	76 (6)	69 (6)	68 (6)	68 (6)	68 (6)	67 (6)	67 (6)	66 (6)	65 (6)
山ノ荘小学校	119 (6)	121 (6)	117 (6)	116 (6)	113 (6)	115 (6)	114 (6)	113 (6)	113 (6)	111 (6)	111 (6)	109 (6)	107 (6)
合 計	7,854 (262)	7,817 (259)	7,631 (259)	7,572 (253)	7,486 (254)	7,440 (249)	7,373 (250)	7,315 (249)	7,321 (246)	7,174 (240)	7,149 (239)	7,059 (236)	6,967 (236)

※平成22年度以降の小・中学校の児童生徒数等の推計調査(平成21年5月調査)に基づく、クラス替えが可能な通常学級の推計児童数より学級数を算出。ただし、平成22年度については、5月1日現在のクラス替えが可能な通常学級の確定児童数より学級数を算出。

平成22年度以降の公立小学校児童数及び学級数(見込み)

●1学級35人編制の場合

学校名	上段:通常学級の児童数(人), 下段:学級数(学級)													
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
土浦小学校	741 (23)	745 (24)	750 (24)	744 (24)	720 (24)	727 (24)	721 (24)	715 (24)	716 (24)	701 (24)	699 (24)	690 (24)	681 (24)	
下高津小学校	781 (25)	789 (26)	765 (25)	765 (25)	779 (25)	756 (24)	749 (24)	743 (24)	743 (24)	728 (24)	725 (24)	716 (24)	707 (24)	
東小学校	385 (13)	376 (13)	380 (13)	364 (12)	364 (12)	369 (12)	365 (12)	362 (12)	362 (12)	355 (12)	353 (12)	349 (12)	345 (12)	
中央小学校	45 (4)	43 (4)	49 (5)	48 (4)	49 (5)	49 (5)	48 (5)	47 (5)	47 (4)	46 (4)	46 (4)	46 (4)	46 (4)	
大岩田小学校	613 (19)	608 (20)	627 (20)	610 (19)	609 (19)	613 (20)	608 (18)	604 (19)	604 (19)	592 (18)	590 (18)	583 (18)	575 (18)	
真鍋小学校	857 (27)	871 (28)	852 (27)	855 (27)	854 (28)	839 (27)	833 (26)	827 (25)	828 (26)	811 (25)	808 (26)	798 (25)	788 (24)	
都和小学校	544 (18)	522 (18)	499 (18)	492 (18)	480 (18)	483 (18)	479 (18)	474 (18)	475 (18)	466 (18)	465 (18)	459 (18)	453 (18)	
荒川沖小学校	356 (12)	374 (14)	357 (13)	344 (12)	344 (12)	344 (12)	341 (12)	339 (12)	340 (12)	332 (12)	331 (12)	327 (12)	323 (12)	
中村小学校	403 (13)	399 (13)	396 (14)	395 (13)	384 (12)	386 (12)	382 (12)	379 (12)	379 (12)	372 (12)	370 (12)	366 (12)	362 (12)	
土浦第二小学校	631 (20)	641 (20)	605 (19)	605 (20)	604 (20)	588 (18)	582 (18)	577 (18)	577 (18)	566 (18)	564 (18)	556 (18)	549 (18)	
上大津東小学校	236 (11)	248 (12)	249 (12)	251 (12)	247 (12)	243 (12)	241 (12)	239 (12)	239 (12)	234 (11)	233 (11)	231 (11)	228 (11)	
上大津西小学校	75 (6)	72 (6)	63 (6)	58 (6)	56 (6)	58 (6)	57 (6)	57 (6)	57 (6)	56 (6)	56 (6)	55 (6)	54 (6)	
神立小学校	560 (19)	550 (19)	508 (18)	513 (18)	497 (18)	491 (18)	487 (18)	483 (18)	483 (18)	473 (18)	471 (18)	464 (18)	457 (18)	
右粕小学校	376 (13)	365 (13)	357 (13)	344 (12)	336 (12)	347 (12)	344 (12)	341 (12)	341 (12)	335 (12)	334 (12)	330 (12)	325 (12)	
都和南小学校	296 (12)	289 (12)	287 (12)	289 (12)	283 (12)	284 (12)	282 (12)	280 (12)	281 (12)	275 (12)	274 (12)	271 (12)	267 (12)	
乙戸小学校	325 (12)	316 (12)	307 (12)	307 (12)	306 (12)	299 (12)	296 (12)	294 (12)	294 (12)	288 (12)	287 (12)	283 (12)	280 (12)	
菅谷小学校	172 (7)	170 (7)	155 (6)	166 (6)	154 (6)	152 (6)	150 (6)	149 (6)	150 (6)	147 (6)	147 (6)	145 (6)	143 (6)	
藤沢小学校	259 (12)	241 (11)	237 (12)	233 (12)	231 (11)	228 (11)	226 (10)	224 (11)	224 (10)	219 (11)	218 (10)	215 (10)	212 (9)	
斗利出小学校	80 (6)	77 (6)	71 (6)	73 (6)	76 (6)	69 (6)	68 (6)	68 (6)	68 (6)	67 (6)	67 (6)	66 (6)	65 (6)	
山ノ荘小学校	119 (6)	121 (6)	117 (6)	116 (6)	113 (6)	115 (6)	114 (6)	113 (6)	113 (6)	111 (6)	111 (6)	109 (6)	107 (6)	
合計	7,854 (278)	7,817 (284)	7,631 (281)	7,572 (276)	7,486 (276)	7,440 (273)	7,373 (269)	7,315 (270)	7,321 (269)	7,174 (267)	7,149 (267)	7,059 (266)	6,967 (264)	

※平成22年度以降の小・中学校の児童生徒数等の推計調査(平成21年5月調査)に基づく、クラス替えが可能な通常学級の推計児童数より学級数を算出。ただし、平成22年度については、5月1日現在のクラス替えが可能な通常学級の確定児童数より学級数を算出。

平成22年度以降の公立小学校児童数及び学級数(見込み)

●1学級30人編制の場合

学校名	上段:通常学級の児童数(人), 下段:学級数(学級)													
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
土浦小学校	741 (28)	745 (28)	750 (28)	744 (28)	720 (27)	727 (28)	721 (27)	715 (26)	716 (25)	701 (24)	699 (24)	690 (24)	681 (24)	
下高津小学校	781 (28)	789 (29)	765 (29)	765 (28)	779 (29)	756 (28)	749 (29)	743 (29)	743 (29)	728 (28)	725 (27)	716 (26)	707 (26)	
東小学校	385 (16)	376 (15)	380 (15)	364 (15)	364 (15)	369 (16)	365 (15)	362 (16)	362 (15)	355 (12)	353 (12)	349 (12)	345 (12)	
中央小学校	45 (4)	43 (4)	49 (5)	48 (4)	49 (5)	49 (5)	48 (5)	47 (5)	47 (4)	46 (4)	46 (4)	46 (4)	46 (4)	
大岩田小学校	613 (24)	608 (24)	627 (25)	610 (24)	609 (24)	613 (24)	608 (24)	604 (24)	604 (24)	592 (24)	590 (24)	583 (24)	575 (24)	
真鍋小学校	857 (32)	871 (32)	852 (31)	855 (31)	854 (31)	839 (30)	833 (31)	827 (31)	828 (31)	811 (30)	808 (30)	798 (30)	788 (30)	
都和小学校	544 (21)	522 (19)	499 (18)	492 (19)	480 (18)	483 (18)	479 (18)	474 (18)	475 (18)	466 (18)	465 (18)	459 (18)	453 (18)	
荒川沖小学校	356 (15)	374 (14)	357 (13)	344 (13)	344 (13)	344 (13)	341 (13)	339 (13)	340 (13)	332 (12)	331 (13)	327 (13)	323 (13)	
中村小学校	403 (17)	399 (18)	396 (17)	395 (18)	384 (17)	386 (18)	382 (18)	379 (18)	379 (17)	372 (17)	370 (16)	366 (15)	362 (15)	
土浦第二小学校	631 (25)	641 (25)	605 (24)	605 (24)	604 (23)	588 (24)	582 (23)	577 (24)	577 (24)	566 (24)	564 (23)	556 (23)	549 (23)	
上大津東小学校	236 (12)	248 (12)	249 (12)	251 (12)	247 (12)	243 (12)	241 (12)	239 (12)	239 (12)	234 (12)	233 (12)	231 (12)	228 (12)	
上大津西小学校	75 (6)	72 (6)	63 (6)	58 (6)	56 (6)	58 (6)	57 (6)	57 (6)	57 (6)	56 (6)	56 (6)	55 (6)	54 (6)	
神立小学校	560 (21)	550 (20)	508 (18)	513 (19)	497 (18)	491 (19)	487 (18)	483 (18)	483 (18)	473 (18)	471 (18)	464 (18)	457 (18)	
右粕小学校	376 (16)	365 (16)	357 (15)	344 (15)	336 (13)	347 (13)	344 (12)	341 (12)	341 (12)	335 (12)	334 (12)	330 (12)	325 (12)	
都和南小学校	296 (12)	289 (12)	287 (12)	289 (12)	283 (12)	284 (12)	282 (12)	280 (12)	281 (12)	275 (12)	274 (12)	271 (12)	267 (12)	
乙戸小学校	325 (12)	316 (12)	307 (12)	307 (12)	306 (12)	299 (12)	296 (12)	294 (12)	294 (12)	288 (12)	287 (12)	283 (12)	280 (12)	
菅谷小学校	172 (9)	170 (8)	155 (7)	166 (8)	154 (7)	152 (6)	150 (6)	149 (6)	150 (6)	147 (6)	147 (6)	145 (6)	143 (6)	
藤沢小学校	259 (12)	241 (12)	237 (12)	233 (12)	231 (12)	228 (12)	226 (12)	224 (12)	224 (12)	219 (12)	218 (12)	215 (12)	212 (12)	
斗利出小学校	80 (6)	77 (6)	71 (6)	73 (6)	76 (6)	69 (6)	68 (6)	68 (6)	68 (6)	67 (6)	67 (6)	66 (6)	65 (6)	
山ノ荘小学校	119 (6)	121 (6)	117 (6)	116 (6)	113 (6)	115 (6)	114 (6)	113 (6)	113 (6)	111 (6)	111 (6)	109 (6)	107 (6)	
合計	7,854 (322)	7,817 (318)	7,631 (311)	7,572 (312)	7,486 (306)	7,440 (308)	7,373 (305)	7,315 (306)	7,321 (302)	7,174 (295)	7,149 (293)	7,059 (291)	6,967 (291)	

※平成22年度以降の小・中学校の児童生徒数等の推計調査(平成21年5月調査)に基づく、クラス替えが可能な通常学級の推計児童数より学級数を算出。ただし、平成22年度については、5月1日現在のクラス替えが可能な通常学級の確定児童数より学級数を算出。

平成22年度以降の公立中学校生徒数及び学級数(見込み)

●1学級40人編制の場合

学校名	上段:通常学級の児童数(人), 下段:学級数(学級)												
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
土浦第一中学校	471 (13)	466 (12)	476 (13)	481 (14)	475 (14)	469 (13)	459 (12)	458 (12)	447 (12)	451 (12)	442 (12)	448 (12)	437 (12)
土浦第二中学校	423 (12)	443 (12)	435 (12)	440 (12)	435 (12)	429 (12)	420 (12)	419 (12)	409 (12)	413 (12)	406 (12)	411 (12)	399 (12)
土浦第三中学校	647 (18)	632 (18)	624 (18)	630 (18)	623 (17)	614 (16)	602 (16)	599 (17)	585 (16)	590 (17)	579 (16)	586 (16)	571 (15)
土浦第四中学校	658 (18)	687 (19)	667 (18)	674 (18)	666 (18)	657 (18)	643 (18)	640 (18)	624 (18)	630 (17)	618 (17)	626 (17)	609 (17)
土浦第五中学校	492 (14)	507 (15)	502 (15)	507 (15)	501 (15)	494 (14)	483 (13)	482 (13)	470 (12)	475 (13)	464 (13)	470 (13)	458 (12)
土浦第六中学校	434 (12)	449 (12)	455 (12)	460 (12)	454 (12)	448 (12)	438 (12)	437 (12)	426 (12)	431 (12)	422 (12)	428 (12)	416 (12)
都和中学校	426 (12)	423 (12)	427 (12)	431 (12)	426 (12)	420 (12)	412 (12)	410 (12)	400 (12)	404 (12)	396 (12)	401 (12)	390 (12)
新治中学校	232 (7)	226 (6)	240 (7)	242 (8)	239 (7)	235 (7)	231 (6)	230 (6)	225 (6)	227 (6)	223 (6)	226 (6)	220 (6)
合 計	3,783 (106)	3,833 (106)	3,826 (107)	3,865 (109)	3,819 (107)	3,766 (104)	3,688 (101)	3,675 (102)	3,586 (100)	3,621 (101)	3,550 (100)	3,596 (100)	3,500 (98)

※平成22年度以降の小・中学校の児童生徒数等の推計調査(平成21年5月調査)に基づく、クラス替えが可能な通常学級の推計生徒数より学級数を算出。ただし、平成22年度については、5月1日現在のクラス替えが可能な通常学級の確定生徒数より学級数を算出。

平成22年度以降の公立中学校生徒数及び学級数(見込み)

●1学級35人編制の場合

学校名	上段:通常学級の児童数(人), 下段:学級数(学級)												
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
土浦第一中学校	471 (15)	466 (15)	476 (15)	481 (15)	475 (15)	469 (15)	459 (15)	458 (15)	447 (14)	451 (15)	442 (14)	448 (15)	437 (15)
土浦第二中学校	423 (14)	443 (15)	435 (15)	440 (15)	435 (14)	429 (14)	420 (14)	419 (14)	409 (13)	413 (13)	406 (13)	411 (13)	399 (12)
土浦第三中学校	647 (20)	632 (19)	624 (19)	630 (19)	623 (20)	614 (19)	602 (18)	599 (18)	585 (18)	590 (18)	579 (18)	586 (18)	571 (18)
土浦第四中学校	658 (20)	687 (21)	667 (21)	674 (21)	666 (21)	657 (21)	643 (21)	640 (21)	624 (20)	630 (19)	618 (19)	626 (19)	609 (18)
土浦第五中学校	492 (16)	507 (15)	502 (15)	507 (16)	501 (15)	494 (15)	483 (15)	482 (15)	470 (15)	475 (15)	464 (15)	470 (15)	458 (15)
土浦第六中学校	434 (14)	449 (15)	455 (15)	460 (15)	454 (15)	448 (15)	438 (15)	437 (15)	426 (14)	431 (14)	422 (13)	428 (14)	416 (13)
都和中学校	426 (14)	423 (14)	427 (14)	431 (14)	426 (14)	420 (13)	412 (12)	410 (12)	400 (12)	404 (13)	396 (13)	401 (12)	390 (12)
新治中学校	232 (8)	226 (8)	240 (9)	242 (9)	239 (9)	235 (9)	231 (9)	230 (9)	225 (9)	227 (9)	223 (9)	226 (9)	220 (9)
合 計	3,783 (121)	3,833 (122)	3,826 (123)	3,865 (124)	3,819 (123)	3,766 (121)	3,688 (119)	3,675 (119)	3,586 (115)	3,621 (116)	3,550 (114)	3,596 (115)	3,500 (112)

※平成22年度以降の小・中学校の児童生徒数等の推計調査(平成21年5月調査)に基づく、クラス替えが可能な通常学級の推計生徒数より学級数を算出。ただし、平成22年度については、5月1日現在のクラス替えが可能な通常学級の確定生徒数より学級数を算出。

平成22年度以降の公立中学校生徒数及び学級数(見込み)

●1学級30人編制の場合

学校名	上段:通常学級の児童数(人), 下段:学級数(学級)												
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
土浦第一中学校	471 (17)	466 (18)	476 (18)	481 (18)	475 (17)	469 (18)	459 (18)	458 (17)	447 (17)	451 (17)	442 (16)	448 (16)	437 (15)
土浦第二中学校	423 (15)	443 (16)	435 (15)	440 (15)	435 (16)	429 (16)	420 (15)	419 (15)	409 (15)	413 (15)	406 (15)	411 (15)	399 (15)
土浦第三中学校	647 (23)	632 (22)	624 (22)	630 (22)	623 (23)	614 (22)	602 (21)	599 (21)	585 (21)	590 (21)	579 (21)	586 (21)	571 (21)
土浦第四中学校	658 (24)	687 (25)	667 (24)	674 (24)	666 (24)	657 (24)	643 (24)	640 (24)	624 (23)	630 (22)	618 (22)	626 (22)	609 (21)
土浦第五中学校	492 (17)	507 (18)	502 (18)	507 (18)	501 (18)	494 (18)	483 (18)	482 (18)	470 (18)	475 (17)	464 (17)	470 (17)	458 (17)
土浦第六中学校	434 (16)	449 (17)	455 (17)	460 (17)	454 (17)	448 (16)	438 (15)	437 (15)	426 (15)	431 (16)	422 (16)	428 (15)	416 (15)
都和中学校	426 (15)	423 (15)	427 (15)	431 (15)	426 (15)	420 (15)	412 (15)	410 (15)	400 (15)	404 (15)	396 (15)	401 (15)	390 (15)
新治中学校	232 (10)	226 (9)	240 (9)	242 (9)	239 (9)	235 (9)	231 (9)	230 (9)	225 (9)	227 (9)	223 (9)	226 (9)	220 (9)
合 計	3,783 (137)	3,833 (140)	3,826 (138)	3,865 (138)	3,819 (139)	3,766 (138)	3,688 (135)	3,675 (134)	3,586 (133)	3,621 (132)	3,550 (131)	3,596 (130)	3,500 (128)

※平成22年度以降の小・中学校の児童生徒数等の推計調査(平成21年5月調査)に基づく、クラス替えが可能な通常学級の推計生徒数より学級数を算出。ただし、平成22年度については、5月1日現在のクラス替えが可能な通常学級の確定生徒数より学級数を算出。